

イギリス刑事手続における 脆弱ないし畏怖証人への対応

成 富 守 登

目 次

はじめに

- I 脆弱ないし畏怖証人への対応の興りとその展開
 - 1 脆弱ないし畏怖証人への対応の契機
 - 2 ビデオ証拠に関する検討会報告書（ピゴット委員会報告書）
 - 3 1991年刑事司法法の成立
- II 1999年少年司法および刑事証拠法における特別措置
 - 1 1999年少年司法および刑事証拠法の立法経緯
 - 2 特別措置の全体像と適格要件
 - 3 特別措置の具体的内容
- III 特別措置導入後の議論動向
 - 1 手続的公正との関係
 - 2 被告人による反対尋問の保障との関係
 - 3 刑事訴訟の構造との関係
- IV 若干の検討
 - 1 特別措置導入を後押しした原動力
 - 2 特別措置と刑事手続の理念・防御権保障との関係
 - 3 日本における今後の議論の方向性

むすびにかえて

はじめに

近時、日本の刑事実務において「供述弱者への刑事手続上の対応」のあり方に関心が集まっている¹⁾。「供述弱者」は、取調べや証人尋問等の供述を求

1) 清野憲一「英国における供述弱者の取調べ(1)」捜査研究742号（2013）36頁、取調べの可視化実現大阪本部「シリーズ／取調べ『可視化』の『現在』可視化時代に向けての刑事弁護ノウハウ第3回」月刊大阪弁護士会 2013年12月号（2013）57頁。特に、年少者について、高嶋智光

められる場面において、言語によるコミュニケーション能力等に問題がある者を意味する。たとえば、年少者、精神障害者、学習障害者等は、供述獲得の場面において発問者の暗示にかかりやすいという意味での「被暗示性」や、発問者の望む方向で解答するという意味での「迎合性」が一般的・類型的に認められる存在であることから、その典型といえよう²⁾。特に年少者については、このほかにも、発問者の質問の趣旨や意図などを正確に認識することや理解することが困難であるといった特性も考えられよう。また、このような一般的・類型的な特性が認められない者であっても、個別具体的な状況によって供述弱者となりうる場合もあるように思われる。具体的には、密室状況で警察官や検察官から高圧的な取調べを受ける被疑者や公開の場で被害状況の詳細に聞き出される性犯罪被害者などがこれに当たることになろう。

このような供述弱者が有する言語によるコミュニケーション能力や発問者の発言内容に対する理解力の低さ、被暗示性・迎合性といった特性は、次のように、刑事手続上、大きな障壁となりうることが認められている。まず、上述の特性は、供述弱者の供述には不実や虚偽の内容が入り込んだり、その内容が変遷したりする要因となる可能性があり、供述の任意性・信用性について争いが生じやすいという点をあげることができる³⁾。また、被害のトラウマや表現方法の未熟さなどに起因して供述獲得そのものが困難となるといった点や⁴⁾、供述弱者に対する思い込みや偏見から、事実認定者が誤った心証を形成してしまうなどの危険性があるという点もあげることができる⁵⁾。これまでも、供述弱者の証言能力の有無や供述の信用性が争われた事例が存

ほか編著『新時代における刑事実務』（立花書房、2017）〔佐久間佳枝〕48頁、稲川龍也「いわゆる『司法面接』に対する検察の取組」法と心理16巻1号（2016）31頁。

- 2) 清野・前掲38頁。また、年少者につき、仲真紀子編著『子どもへの司法面接 考え方・進め方とトレーニング』（有斐閣、2016）46頁。
- 3) 熊谷弘ほか編『証拠法大系 I 第1編 証明』（日本評論社、1970）〔平出禾〕74頁、清野・前掲注（1）37頁。また、実務家による事例の紹介として、伊藤みずき「公判を見据えた被害者保護～児童を被害者とする性犯罪事案を通じて～」捜査研究769号（2015）46頁。
- 4) 高嶋ほか・前掲注（1）〔佐久間佳枝〕48頁。
- 5) 直接的に事実認定に係るものではないが、量刑判断に関してこのような問題を示唆するもの

在してきたが⁶⁾、特に近年は児童虐待事例が顕在化しやすくなっており、年少者という存在だけをとっていても、司法関係者が「供述弱者への刑事手続上の対応」の問題に直面する場面が増えているように思われる。

このような問題に対する取組みとして、たとえば、身体拘束中の被疑者の取調べの録音・録画制度の制定を主たる内容の1つとする平成28年刑事訴訟法改正よりも前から、言語によるコミュニケーション能力に問題がある者や取調官に対する迎合性や被誘導性が高いと認められる知的障害者等について、取調べの録音・録画が実施されている⁷⁾。また、検察庁では、心理学の知見を深めるなど取調べの在り方に関する改革が進められている⁸⁾。さらに、心理学分野では、とりわけ児童からどのように供述を獲得するかという問題意識を中心として、「司法面接」と呼ばれる面接手法の研究が進められており⁹⁾、検察官も同手法の研修を受けるなど、供述弱者からの供述獲得手法の工夫は、さらなる進展を見せている。このように、近時の刑事実務や隣接諸科学の分野においては、司法面接導入の動向をはじめとして、「供述弱者への刑事手続上の対応」のあり方に対する問題意識が高まっていると言える。

他方で、刑事訴訟法学に目を移したときに、同様に問題意識が高いと言えるだろうか。とりわけ刑事訴訟法学のテーマとして、この問題が刑事手続上の原理や人権保障との関係でどのように位置づけられるのかといった点を意識した形で、先進諸外国の立法動向を整理するなどして、本格的に論じられ

として、浜井浩一「発達障害のある被告人に対する大阪地裁判決を巡って」季刊刑事弁護74号(2013) 167頁。

- 6) 供述の信用性に関する争いについて著名なものとして甲山事件（大阪高裁平成11年9月29日判決判時1712号3頁ほか一連の判決を参照）があげられる。また、日本における裁判例を数多く整理、紹介している先行研究として、熊谷ほか・前掲注(3)〔平出禾〕71頁、三井誠『刑事手続法Ⅲ』（有斐閣、2004）332頁、高嶋ほか・前掲注(1)〔佐久間佳枝〕48頁などがある。
- 7) 露木康浩「新時代の刑事司法制度と警察捜査—捜査環境の整備に向けて—」権橋隆幸先生古稀記念『新時代の刑事法学 上巻』（信山社、2016）247頁（注4）。また、近時の動向の紹介として、朝野郁美「取調べの録音・録画制度の施行に伴う通達の概要等について」警察学論集73巻2号（2020）127頁。
- 8) 稲川・前掲注(1) 31頁。
- 9) 司法面接とは、「法的な判断のために使用することのできる精度の高い情報を、被面接者の心理的負担に配慮しつつ得るための面接法」である（仲・前掲注(2) 2頁）。

ることは多くなかったのではないだろうか。

そのような検討の不十分性が影響を及ぼす、最たる例が証拠利用の場面である。たとえば、司法面接については、その証拠利用のあり方についてはいまだ見解の一致を見ておらず、議論の方向性さえ定まっているとは言い難い。前述の平成28年刑事訴訟法改正では、捜査機関による取調べの場面を録音・録画した記録媒体の取調べを公判での証人尋問全体に代えるという制度（本稿では、この制度を「供述記録媒体・証人尋問代替制度」と呼称する。）の導入が検討されたが¹⁰⁾、制度化には至っていない。司法面接について、仮に面接の研修を受けた検察官が供述弱者に対して面接を実施し、面接の録音・録画記録媒体を刑法321条1項2号の伝聞例外として証拠利用するとすれば、被告人の反対尋問の機会が失われることになろう。供述記録媒体・証人尋問代替制度を設けるにしても、供述記録媒体を証人尋問全体と代替するという制度設計を取る場合には、被告人の反対尋問の機会が失われよう。仮に主尋問と代替するにせよ、主尋問の供述を記録したのちに供述者が供述不能となった場合の扱いをどのようにするかは課題として残りうる。さらに現在検察官らが実施しているのはあくまで司法面接「的」手法による聴取であり¹¹⁾、これを前提とした証拠利用について手続的正義の観点から問題がないとは言えないようにも思われる。これらの問題をとってみても、その運用・制度設計次第では、被告人の防御権が制約される可能性は否定できず、場合によっては憲法37条2項前段の保障する証人審問権の保障を切り崩すことがありうる。

いずれもその解決の方向性としては、伝聞法則や証人審問権をどのように

-
- 10) 法務省法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会 第24回議事録」22頁以下参照。また、同制度の導入の提唱を示唆するものとして、川出敏裕＝金光旭『刑事政策』（成文堂、第2版、2018）318頁、洲見光男「新時代の刑事手続と犯罪被害者」被害者学研究27号（2017）56頁。
- 11) 緑大輔「刑事手続における司法面接結果の録音録画媒体の使用—いわゆる代表者聴取を中心として」法律時報92巻3号（2020）43頁以下、成瀬剛「児童虐待に関する刑事手続上の課題——証拠法からのアプローチ」刑法学会ワークショップ11『児童虐待とその刑事的対応』レジュメ参照。

理解するかという点にかかってくるのは間違いない。しかしながら、その解釈の際には「供述弱者への刑事手続上の対応」の理念や刑事手続上の位置づけといったものがなんらかの影響を及ぼしているのではないだろうか。また、上記で想定したような運用・制度設計以外に被告人の防御権行使との関係でより穏当な方法があるとするれば、その方が好ましいと言えよう。このような状況からすると、「供述弱者への刑事手続上の対応」という問題を正面においた形で刑事訴訟法学の見地から、比較法的考察を加えていくニーズは高まっていると言えるのではないだろうか。

「供述弱者への刑事手続上の対応」の問題について、イギリス（本稿では、イングランド・ウェールズを指す。）では、1999年少年司法および刑事証拠法（Youth Justice and Criminal Evidence Act 1999 [以下、1999年法とする。]）の第2編1章に、「脆弱証人ないし畏怖証人の事例における特別措置」についての包括的な規定が盛り込まれており、この立法の前後において供述弱者が証人として登場する際の対応に関する活発な動向が見られる¹²⁾。そして、それらの措置の中には、日本では制度化されていない、後述の主尋問に代替する録音・録画記録証拠の利用や公判前録音・録画付き反対尋問、さらには仲介人（intermediary）の活用も含まれている。他方で、イギリスは日本の刑事訴訟法が基調とする当事者主義の祖国の1つでもあり、当事者主義の特徴である、反対尋問の保障や伝聞法則といった日本で認められている被告人の防御権や証拠法則を形成してきた国でもある。したがって、日本での「供述弱者への刑事手続上の対応」に関する問題を考察していくうえで、イギリスの動向を追い、そこでの議論を参照することには意義があろう。

そこで、本稿では、日本における「供述弱者への刑事手続上の対応」のあり方、特に司法面接の証拠利用のあり方を検討するうえでの準備作業として、供述弱者が証人として刑事手続に登場する際に生じる課題を明らかにし、日

12) 1999年法における特別措置について紹介した日本における先行研究として、葛野尋之「少年の手続参加と刑事裁判—イギリス法の新展開から」小田中聰樹先生古稀記念『民主主義法学・刑事法学の展望 上巻—刑事訴訟法・少年法と刑事政策』（日本評論社、2005）546頁、横山潔『イギリスの少年刑事司法』（成文堂、2006）、成瀬・前掲。

本での今後の議論の方向性を模索することを試みる。その具体的な検討手法として、イギリスにおける脆弱ないし畏怖証人へのサポートをめぐる実務の運用や立法動向、判例・学説について整理し、その整理に基づいた若干の検討を加えることで、日本法の今後の議論を進めるうえでの有益な示唆を得たい。なお、供述弱者が被告人として刑事手続に登場する際の問題も大きな課題であるが、被告人という立場上、証人の場合とは異なる考慮を要するものと考えられることから、本稿では主たる対象とはしない¹³⁾。

以上の問題意識に基づき、まず、Iにおいて、脆弱ないし畏怖証人への対応の興りとその展開について整理していく。次に、IIにおいて、1999年法の成立過程ならびに特別措置の内容を概観する。IIIでは、近時の判例および学説の動向をさぐることで、脆弱ないし畏怖証人へのサポートがイギリス刑事手続にどのような影響をもたらしたのか、またどのような点が問題とされてきたのかを整理する。以上の整理をもとに、IVでは、イギリスにおける議論から日本法の今後の議論を進めるうえでの有益な示唆を得るために、若干の検討を加えることとしたい。

I 脆弱ないし畏怖証人への対応の興りとその展開

ここでは、イギリスにおける脆弱ないし畏怖証人への対応の興りとその展開について取り上げる。イギリスでは、1999年法の成立以前から、主に年少者証人を念頭に特別な措置が部分的に認められていた。後述のとおり、この特別な措置は、1999年法の頃になって犯罪被害者、精神障害者、学習障害者等へと対象を拡大するという経緯をたどっている。そこで、本章では、まず、1999年法における特別措置導入以前のイギリス刑事手続において、年少者証人をはじめとする供述弱者がどのように扱われていたのか、特に証言の規律状況を中心に、従前の特別な措置の導入に至るまでの背景事情を概観する。

13) 供述弱者が被告人である際の対応について論じたものとして、京明『要支援被疑者の供述の自由』（関西大学出版会、2013）。

次に、この特別な措置の導入経緯において重要な役割を担った立法・報告書を時系列に沿って整理していく。

1 脆弱ないし畏怖証人への対応の契機

(1) 供述弱者証言の規律

従前の特別な措置が設けられる前のイギリスでは、供述弱者に対して支援的な配慮をするどころか、容易に証言を認めないという姿勢が見られる。ここでは、証人適格の有無と、年少者や性犯罪の被害を受けた証人の証言を証拠として認めるための補強証拠ないし警告の要否という、大きく2つの問題について議論がなされていた¹⁴⁾。

証人適格とは、一般的に、法律上証人となることのできる資格を指す¹⁵⁾。証人適格が認められる場合には、証言の信用性ではなく、尋問のための最低限度の基準を満たしていること、つまり証人の知覚、記憶、叙述の能力のみが認められるのであり、証人には、過去の出来事を述べる能力、それらを思い出す能力、思い出したことを伝える能力が要求されることとなる¹⁶⁾。もともとコモン・ロー上、伝統的に、証人適格は、真実を述べるという宣誓の性質と重要性に対する証人の理解力とが結びつけて考えられてきた¹⁷⁾。そのため、偽証に対する神罰を理解できないということから「宣誓もできない」として、年少者証人は証人として不適格であるとの発想が見られた¹⁸⁾。

14) 年少者供述に関する日本における議論として、熊谷ほか・前掲注(3)〔平出禾〕71頁、松岡正章「年少者の証言・供述について」石松竹雄判事退官記念『刑事裁判の復興』（勁草書房、1990）279頁、浅田和茂「年少者の証言と鑑定」竹澤哲夫先生古稀記念『裁判の防止と救済』（現代人文社、1998）341頁、河村博「年少者、幼児の供述、証言の証拠能力」別冊判例タイムズ12号（1992）66頁、松代剛枝「年少者の証言と宣誓—英米法の検討を通じて」小田中聰樹先生古稀記念『民主主義法学・刑事法学の展望 上巻刑事訴訟法・少年法と刑事政策』（日本評論社、2005）286頁など。

15) 熊谷・前掲注(3)〔平出禾〕74頁。

16) Laura Hoyano and Caroline Keenan, *Child Abuse Law and Policy Across Boundaries* (Oxford University Press, 2013), at p. 599; John Wigmore, *Evidence in Trials at Common Law Vol. 2* (Little Brown and Company 1979), at p. 636.

17) Hoyano and Keenan, *op. cit.*, at p. 599.

18) John Wigmore, *A Treatise on the Anglo-American System of Evidence in Trials at*

このようにイギリスでは、1800年代の末頃まで、事件に関連する情報を有していながらも証人適格が否定される者が少なくなく¹⁹⁾、その中には年少者や知的障害者が含まれていた²⁰⁾。年少者証人も、本来的には、成人の証人と同様に宣誓をしたうえで初めて証言をすることになり、宣誓に際して裁判所は当該証人が宣誓の性質を理解できているかを確認していた²¹⁾。他方で、宣誓のできない年少者証人については無宣誓での証言を認める代わりに、有罪判決のためには補強証拠を要求するという見解も存在していたとされる²²⁾。

その後、1885年刑法改正法 (Criminal Law Amendment Act 1885) の4条は性犯罪被害者たる年少者証人の無宣誓の証言を実際に事実認定の証拠として許容し、当該年少者証人の十分な知能および真実を述べることへの理解力を要件に、証言を有罪認定に用いる際には補強証拠を要求した。このような証言の許容の仕方は、補強証拠のない年少者の証言に基づいて有罪評決を下すことがまさに「危険」であると、裁判官が義務的な警告を陪審に対して行うことで補われていた。特に、年少者が性犯罪事件の被害者である場合には、性犯罪被害者の供述に基づいて有罪評決を言い渡すことが「危険」である旨の警告も重ねて行われた²³⁾。前述のとおり²⁴⁾、年少者には被暗示性や迎合性といった特性に加え、質疑内容や宣誓することの意義、真実を話すことの重要性に対する理解力に問題があり、その証言には慎重な検討を要する²⁵⁾。そのため、裁判官自身が、このような補充的な役割を担った「裁判官の義務的

Common Law Vol. 6 (3d ed, 1940) at para 1821.

19) Rupert Cross, *Evidence* (Butterworth & Co. (publishers) Ltd, 1958), at p. 167; John Spencer and Michael Lamb (eds.), *Children and cross-examination: Time to change the rules?* (2012), at p. 2.

20) Cross, *Ibid.*, at p. 178.

21) Spencer and Lamb, *op. cit.* n. 19, at p. 6.

22) 松代・前掲注 (14) 287頁。

23) Spencer and Lamb, *op. cit.* n. 19, at p. 6.

24) 本稿70頁参照。

25) グランヴィル・ウィリアムズ著 (庭山英雄 = 訳) 『イギリス刑事裁判の研究』(学陽書房、1981) 143頁。

な警告」を創造したのである²⁶⁾。

1900年代初頭には、無実の者が誤って性犯罪の罪で訴追される危険性への懸念から、裁判官が、コモン・ロー上の「補強警告 (corroboration warning)」を確立したとされている²⁷⁾。ここでいう補強警告は、性犯罪の被害を申立てる告訴人 (complainant) が事実と全く異なるストーリー、それも非常に組み立てやすく否定するのが困難な内容のものを話すことがありうること、そしてそのようなストーリーが様々な理由から、時にはまったく理由なしに作られてしまうと経験則上認められることを根拠とする²⁸⁾。そこから、告訴人たる年少者が関係した初期の事例やその後の10年間における同様の事例で、裁判官が陪審に対して、①事案の性質に関わらず年少者の証言を信用することが危険である旨、②年齢に関わらず性犯罪の告訴人の証言を信用することが危険である旨を警告しなければならないとの規律が定着したのである²⁹⁾。さらに、1933年児童および年少者法 (Children and Young Persons Act 1933) の38条は、宣誓能力のない年少者証人一般に対して無宣誓証言を許容し、当該無宣誓証言に基づいて有罪判決を言い渡す場合に補強証拠を要求した。

これらの規律はその後も発展し続け、「補強」としてどのような証拠を用いることができるのかに関する詳細な規定や、補強警告に含まなければならない正確な説示内容に関する詳細な要件も設けられた³⁰⁾。

(2) 特別措置導入への転換

以上のとおり、イギリスでは年少者証人を中心に、供述弱者の証言を非常に厳格に扱ってきたという背景が見られる一方で、同時に、特別な配慮もな

26) Spencer and Lamb, *op. cit.* n. 19, at p. 3.

27) *Ibid.*

28) See, *R v Henry* (1969) 53 Cr. App. R. 150.

29) Spencer and Lamb, *op. cit.* n. 19, at p. 3.

30) *Ibid.*

されていた。たとえば、児童虐待に関するスメリーケース判決³¹⁾では、その正式審理の過程において被害児童である11歳の少女が証言に際して畏怖するのを防止するため、裁判官の判断で被告人を退廷させている。また、1933年児童および年少者法においても、対象者を年少者に限定した形ではあるものの、いくつかの保護措置が設けられていた。たとえば、同法の37条は、倫理や礼節に対する罪に関する事案について年少者が証言する際に、裁判所関係者、事件の当事者、当事者の弁護人、その他事件に直接的に関係している者以外のすべての者を退廷させる権限を裁判官に付与している。

このような措置を立法上のものとして広く体现していく過程において、イギリス刑事司法には重大な出来事が見られる。第1に、犯罪被害者に対する意識の深化である³²⁾。イギリスは、比較的早くから犯罪被害者保護に取り組んできたと言われるが、当初は民間支援団体の動きが活発で、もっぱら福祉的観点から「良き隣人」として被害者に暖かい救援のボランティア活動を施すことに主眼が置かれていた³³⁾。そこに、欧米で展開されるようになった被害者保護運動の影響もあり、1970年代以降に犯罪被害者保護が刑事手続と結びついた形で論じられるようになったのである³⁴⁾。また、それまで、被害者は、弁護人、裁判官、書記官等の処分に関する職務上の道具であるかのように扱われていたが³⁵⁾、時代を経て刑事手続の重要な担い手として位置づけられるようになったのである。1990年の被害者憲章 (Victim's Charter) においては、被害者に関する刑事司法機関への指針を掲げているが、その中に証言時における種々の配慮についても盛り込まれている³⁶⁾。特に、性犯罪の被害

31) *R v Smellie* (1919) 14 Cr App R 128. なお、同ケースでは、当該退廷命令が被告人による証人尋問の機会の保障を脅かしているか否かが争点となったが、裁判所は被告人の証人尋問の機会の保障の内容に「対面権 (right of confrontation)」が含まれない旨明言している。

32) See, Louise Ellison, *The Adversarial Process and the Vulnerable Witness* (Oxford University Press, 2001), at P. 2.

33) 奥村正雄『イギリス刑事法の動向』(成文堂、1996) 246頁。

34) 奥村・前掲。

35) Charles Pollard, "Victims and the Criminal Justice System: A New Vision" (2000) *Criminal Law Review* 5, at p. 5.

36) 奥村・前掲注 (33) 292頁。

者については捜査、公判の各段階における被害者への対応のあり方、とりわけ「二次被害」をいかに防止するかが、指針の形成過程において議論された。

第2に、1980年代に児童虐待の認知度が高まったという事情も見られる。すなわち、身体的虐待、性的虐待、その他儀式的な虐待 (ritualistic abuse) が広まっているとの認識が強くなったのである³⁷⁾。周知のとおり、児童虐待事件は、目撃者が少なく、事件に関して証言できる者が加害者と被害児童しか存在しないということが想定される可能性の高い事件類型である³⁸⁾。それゆえ、被害児童の証言は、一定の危険性をはらんでいるとの認識がありつつも³⁹⁾、非常に重要性の高いものと考えられたのである。

それにもかかわらず、当時の証拠法との関係から、医師による児童に対する強姦の事例や聖職者による男性への強姦の事例を訴追できないという事態が生じたことで、刑事司法、特に証拠法に対する批判が強まった⁴⁰⁾。この当時の証拠法への批判のうち、刑事裁判における年少者の証人の取り扱いに対する批判の声は、主として以下の点を根拠としている。証人適格に関する規律について、①伝聞法則と相まって、児童を虐待している者、とりわけ年少の被害者を選んで標的としている者に対する処罰を妨げているという点、②適格要件を充足したところで年少者等の証言の真実性が保障されるわけではないという点である⁴¹⁾。また、年少者の無宣誓証言に対する補強証拠の要求については、①警告が過度に複雑になっていることでしばしば上訴に繋がっている点、②陪審への警告によって逆に当該証人の証言に依拠して有罪とするべきものを無罪にしてしまっている点などを根拠として廃止論が主張され⁴²⁾、その根拠には反論の余地がなかったとも評されている⁴³⁾。このように、

37) Paul Roberts and Adrian Zuckerman, *Criminal Evidence* (2nd edn, Oxford University Press, 2010), at p. 454.

38) John Spencer and Rhona Flin, *The Evidence of Children* (Blackstone Press Limited, 2008), at p. 1.

39) Roberts and Zuckerman, *op. cit.* n.37, at p. 453.

40) Spencer and Lamb, *op. cit.* n. 19, at p. 12.

41) *Ibid.*, at p. 7.

42) *Ibid.*

「刑事手続において一般的に児童が取調べられることはない」という法の伝統的な姿勢は、社会的あるいは政治的な情勢から全く擁護できなくなったのである⁴⁴⁾。

このような状況に加えて、1980年代後半には、年少者の証人尋問に依拠する伝統的な当事者主義構造自体の有効性を疑問視する声も上がり始めた。すなわち、その種の事例を審理するのに、この構造が特に有効でなく、年少者に対してさらなるトラウマを植えつけてしまうとの批判が加えられるようになったのである⁴⁵⁾。このことを如実に表しているのがピーター・アダムソンの事件である。この事件は、テレビ俳優のピーター・アダムソンがランカシャーのプール内で当時8歳の女兒2名に対してみだらなことをしたとの疑いで訴追されたというものだった。女兒のうちの1名は出廷する見込みだったが、そのことによるストレスのあまり自殺を図ってしまったのである⁴⁶⁾。これを受けて、警察官、社会福祉士、小児科医、児童精神科医、心理学者、裁判官、法学者、そして弁護士までもが、年少者証人に関する規律を変える必要性を唱え、さらに被害児童からの聴取方法に関する実証研究が実施された⁴⁷⁾。このような動向について、国家児童虐待防止協会 (The National Society for the Prevention of Cruelty to Children :NSPCC) などの年少者の福祉に関係する団体も積極的な役割を担っていたとされている⁴⁸⁾。

43) Adrian Keane and Paul Mckeown, *The Modern Law of Evidence* (11th edn, Oxford University Press, 2016), at p. 245.

44) Roberts and Zuckerman, *op. cit.* n. 37, at p. 454.

45) Laura Hoyano, "Variations on a Theme by Pigot: Special Measures Directions for Child Witnesses" (2000) *Criminal Law Review* 250, at p. 250.

46) また、1986年～87年にかけて、クリーブランド市で発生した児童に対する性虐待事件も、特別措置導入への転換の重要なきっかけである (仲・前掲注 (2) 15頁以下参照)。

47) Spencer and Lamb, *op. cit.* n. 19, at p. 1; Spencer and Flin, *op. cit.* n. 38. なお、この時期に公表されたものとして、著名なものに、Metropolitan Police and Bexley London Borough, *Child sexual abuse : joint investigative project : final report* (1987) がある。

48) Spencer and Lamb, *op. cit.*, n. 19, at p. 1.

(3) 1988年刑事証拠法 (Criminal Justice Act 1988)

以上の批判の声に対するイギリス政府の対応は、1988年刑事司法法 (Criminal Evidence Act 1988) および後述の1991年刑事司法法 (Criminal Evidence Act 1991) の制定によって部分的に修正を図るというものだった。1988年法においては特に以下の2つの対応がなされた。

第1に、年少者の無宣誓証言に対する補強証拠要求の部分的な廃止である。これは、年少者証言の取り扱いに関する批判に応えるものである。1988年法の34条は、無宣誓の年少者証人による証言のうち、補強証拠のないものに基づいて陪審が有罪評決を下すことを禁じる1933年法の規定、および年少者証言を信用することに対する裁判官による補強警告を廃止したうえ、無宣誓の年少者による証言を他の宣誓・無宣誓証言の補強証拠として利用できることも明らかにした。その一方で、この時点では、性犯罪被害者については補強警告が残されていた。1988年法の段階において、先述したような性犯罪の告訴人による供述の危険性に関する評価は覆されていなかったのである⁴⁹⁾。

第2に、ライブリンク方式での証人尋問である。これは、特に証言することでトラウマを植えつけてしまうとの批判に応えるものである。1988年法の32条は、性犯罪等の一定の犯罪類型に関する裁判において、被告人以外の14歳未満の年少者証人に対してライブリンク方式による証言を認める措置を規定した。ここで対象とされている犯罪は、傷害や性犯罪等である。

2 ビデオ証拠に関する検討会報告書 (ピゴット委員会報告書)

1988年法の制定によって年少者の証人の取り扱いについて一定程度改善した一方で、同法の法案段階において盛り込まれていた制度の多くは頓挫していた⁵⁰⁾。たとえば、性犯罪被害者の証言に対する補強警告の廃止、供述証拠の代わりとなる年少者の主尋問としての年少者の録画証拠の導入等その多く

49) 当該危険性の内容について、本稿77頁参照。

50) Carolyn Yates, "The Pigot Committee Report: Children, Evidence and Videotape" (1990) 2 Journal of Child Law 96, at p. 96.

が取り入れられなかった。それゆえに、これらの改正が及び腰であるという国民から失望の声が上がっていたところ、これに応えるように諮問委員会が設置されたのである⁵¹⁾。

1988年6月20日、当時のダグラス・ハード内務大臣は、刑事裁判における年少者や脆弱な証人からの証拠獲得手段として、ビデオ記録媒体の利用を検討するための諮問委員会を設置する旨公表した。この諮問委員会は、座長の名前をとって「ピゴット委員会 (Pigot committee)」と称され、特に年少者の取調べの録音・録画を年少者証言として許容するアイデアについて検討することが求められた。

そして、1989年12月に、検討の結果をまとめた報告書が公表された⁵²⁾。この報告書は、イギリスの刑事裁判ではじめて録音・録画証拠を活用することについて検討したものであり⁵³⁾、24項目にも及ぶ提言がなされている。その内容について大別すると、①各審理手続における年少者証人等に対する録音・録画付き尋問の導入およびそのための整備・指針の策定、②年少者の証人適格および14歳未満の者の無宣誓供述の認容、③性犯罪における補強警告の廃止の3つについて提言されている。

報告書では、1983年および1987年に実施された、NSPCCによる年少者保護に関する研究等の実証研究の成果をベースに具体的な問題の所在を明らかにしたうえで、当該問題を解消するための措置が提案され、当該措置と刑事手続との関係から想起される問題が検討された。以下では、この流れに基づいて報告書の内容を整理していく。

51) *Ibid.* なお、同資料によればこの当時の内務大臣は改正法との関係につき、「政府の意思は改正提案を排除しているわけではなく、立法化する前に更なる情報と議論を求めているものである」と指摘している。

52) Home Office, *Report of the Adversary Group on Video Evidence* (1989). 日本において本報告書を紹介するものとして、木村裕三『イギリスの少年司法制度』(成文堂、1997)。

53) Rob Ewin, "Video recorded Cross-Examination or Re-Examination: A Discussion on Practice and Research" (2018) 4 (1) *Journal of Applied Psychology and Social Science* 22, at p. 32.

(1) ビゴット委員会の問題意識

ピゴット委員会は、1980年代中頃までに公表された多くの実証研究から、年少者に対する性犯罪について暗数が存在することを指摘した⁵⁴⁾。その要因として、年少者が証言をしたがらない点、年少者の両親が自らの子に法廷でトラウマを植えつけること懸念し、証言させるのを躊躇してしまう点、さらにこれに加えて、多くの年少者が年齢を理由として証人適格を認められてこなかった点をあげた⁵⁵⁾。以上の問題を解決するために、報告書では、年少者証人に対する「取調べの録音・録画 (video-recorded interview)」の活用を中核とする提言が行われた。取調べの録音・録画の活用の提言には、これまでの刑事司法の年少者に対する姿勢を根本的に変革させることが必要であるとのピゴット委員会の問題意識が表れているが⁵⁶⁾、提言の核心としては、以下の2点があげられた。

1点目は、年少者の福祉である⁵⁷⁾。すなわち、多くの年少者が、多かれ少なかれ法廷で証言することについて当惑させられているとの認識のもと、それらの者にとって思いやりがありかつ受け入れられやすい方策となるように、年少者の取り扱いについて抜本的な変化を求めたのである⁵⁸⁾。委員会は、多くの年少者が当惑させられている例として、被告人と対峙する状況や公開の場で性的な事項について話さなければならないことでストレスや羞恥心を感じたり、執拗な反対尋問が要求されたり、手続が遅延したりすることで不安定な立場に置かれてしまうなどの理由から、トラウマが植えつけられる状況をあげた⁵⁹⁾。委員会は、法曹関係者がこのような問題を十分に認識しているか怪しいとの警鐘を鳴らしているのである。報告書では、上記の年少者の

54) Home Office, *op. cit.* n. 52, at para. 1. 7.

55) *Ibid.*

56) Yates, *op. cit.* n. 50, at p. 101.

57) Home Office, *op. cit.* n. 52, at para. 2.10–2.14.

58) *Ibid.*, at para. 2. 14.

59) このことは、予備審問手続 (committal proceedings) について特に当てはまり、救い難いほどの欠陥があると評価されている。

福祉の基本的理解から、①年少者証人が関与する手続は、司法の利益 (interest of justice) と調和するよう迅速に運用されるべきである、②年少者の証言時の環境は、年少者を傷つけたり威圧したりしないようなものとし、その場には最小限度の人数しか同席させない、という2つの重要な原理が導かれている。

2点目は、証言獲得の適切さである⁶⁰⁾。ピゴット委員会は、実証研究等から、年少者の両親や保護者が年少者に証言させないようにする、あるいは証言させるにしても年少者自身による十分な説明を制止し、阻害することで、裁判所が完全な証言を得られないという事態が生じているのは明らかであり、ときに看過できない無罪判決がもたらされていると指摘した。また、前述の暗数についても、その要因は、年少者等が当時の制度において法律上有効な証人として扱われていなかった点にあり、被害者の場合には、このことにより怒りや失望を抱え、二次被害を生じさせることを指摘した。さらに、委員会は、実務家、心理学者、社会福祉士、警察官からの証言によって、年少者による最初の申立てや事件の発覚からすぐに取調べが行われた場合に、もっとも鮮明な説明を受けることができるとし、一般的に、年少者は最も負担の少ない状況で過去の出来事を最も正確に想起することができるとした。また、ピゴット委員会は証人による証言の真実性を担保するのに資するとも考えられる法廷の形式性や荘厳さが、実際には、年少者に対する証人尋問の十分性や正確性に悪影響を及ぼしているとも指摘した。委員会は、報告書の中で、このような状況は、公共の利益に反しており、特に年少者が関与する場合に現行制度はその根本に重大な欠陥が認められると評価し、1点目の年少者の福祉という観点がなくとも、当該改革が司法の利益に資するとの認識を明らかにした⁶¹⁾。

60) Home Office, *op. cit.* n. 52., at para. 2.15–2.18.

61) *Ibid.*, at para. 2.18.

(2) 年少者証人に対する取調べの録音・録画

報告書では、「暴力犯罪、性犯罪、そして残忍な犯罪 (offences of cruelty) やネグレクトの罪での正式審理 (trial on indictment) において、あるいは少年裁判所における同種の審判においては、14歳未満の年少者の取調べに対し、警察官、社会福祉士、その他犯罪捜査あるいは年少者の福祉を保護することを任務とする者が実施した取調べの録音・録画記録媒体が、証拠として許容されるべきである。性犯罪系統での訴追の場合には、この条項は17歳未満の年少者証人に拡大する。」と提案された⁶²⁾。

これは、一定の犯罪類型において、警察官や専門家が実施した年少者の取調べを録音・録画した記録媒体を証拠として認め、その証拠調べと公判廷における証人尋問とを代替するというものである。その概要は、以下のとおりである。

警察に犯罪事実の報告がなされたすぐ後で、警察官および社会福祉士等の協力態勢の下で、1回限りの年少者に対する取調べが実施される。この取調べは、警察官もしくは社会福祉士等のうち、面接手法に関して特別なトレーニングを受けた者が実施する。取調べの内容は録音・録画されるが、その記録媒体は、被疑者の事情聴取時に被疑者に向けて再生される。その後、被疑者が訴追されて公判が開かれると、証拠調べ (preliminary hearing) が実施されるが、この段階で録音・録画記録媒体が証拠として提出され、その裁定のために公判前申立て (pre-trial application) が開かれる。この手続は、判事執務室 (chambers) その他適当な場所において、当該年少者がいない状況で弁護人や被告人の面前で執り行われる。裁判官は当事者の意見を聞いたうえで、録音・録画記録媒体の証拠としての許容性について判断する。裁判官は、当該記録媒体の効果が立証の限度をこえて偏見を生み出すものである場合には不公正であるとして、コモン・ロー上の裁量に基づき、必要に応じて、当該記録媒体を排除することができる。裁判官は、当該記録媒体の証拠利用を許容しない場合には、将来的に当該取調べの指揮に関して責任を有す

62) *Ibid.*, at p. 69.

る者のより適切な考慮が可能となるように、その理由を書面で示すことになる⁶³⁾。この決定によって証拠として許容された場合、当該録音・録画記録媒体は、実質的に年少者の主尋問供述に代替することになる。また、公判前申立ての手続は、対象となる年少者証人を尋問する前に行われなければならない。

録音・録画記録媒体の証拠利用が許容された場合には、検察官の請求で、実務上可能な限りで通常とは異なる環境下で、公判廷外での証拠調べを実施することになる。年少者は、本人が希望しない限り、公開法廷における通常の形式で実施されるにせよ、遮蔽やライブリンク方式を活用することになるにせよ、証人として公開の場に登場することを要求されない⁶⁴⁾。

ここで想定されている証拠調べ手続は、以下の経過をたどる。まず、証拠として許容された録音・録画記録は年少者証人に向けて再生される。次に、当該記録媒体においてなされた説明の確認のために、あるいは訴追側が探ろうとする問題点をさらに追求するために、当該年少者証人に対して質問が行われる⁶⁵⁾。その際、被告人側には、年少者証人に対して反対尋問を行う機会が認められ、結果的には証拠調べ全体が録音・録画されることとなる。この手続を実施する場には、年少者、裁判官、検察官、弁護士、両親および補助者以外の者は出席しない。被告人は、マジックミラーによる遮蔽やライブリンクを通じて当該手続の様態を観察し、弁護士とやりとりすることができる。再度の尋問が必要となる場合にも、これらと同様の状況下で行われる⁶⁶⁾。なお、報告書では、被告人側の反対尋問に関して、性犯罪、暴力犯罪、残虐な犯罪ないしネグレクトで訴追された被告人は、14歳未満（性犯罪事例に関しては17歳未満）の証人に対する、直接対面での反対尋問を行えない旨を内容とする法律の制定も提言されている⁶⁷⁾。

63) *Ibid.*, at para. 2.27–2.28.

64) *Ibid.*, at para. 2.25–2.26.

65) *Ibid.*, at para. 2.29–2.31.

66) *Ibid.*, at para. 2.31.

67) *Ibid.*, at para. 2.30.

上記手法による証言獲得を検討する際、訴追側は、対象となる年少者の希望をもとに上記手法によるか否かを判断しなければならず、年少者が希望する場合には証人として出廷させ、通常の証人尋問を実施することになる。他方で、当該年少者が年齢や緊張といった事情から明らかに公開法廷での反対尋問に適さない場合、検察官はその希望を無視することができる。

以上の手続においては、関与する年少者が極端に若い場合あるいは年少者に精神障害がある場合、裁判官は、職権で小児科医、心理学者、社会福祉士、その他年少者の信用を獲得できている者のうち、1名のみを代弁者(interlocutor)として年少者と対面させ、その者を通じた年少者の取調べの実施を命じることができる。これにより、あらゆる質問が代弁者を通じてなされ、他に年少者の面前に現れる者はいないという状況が作り出される。このような過程・措置を通じて獲得された録音・録画記録は、後に陪審裁判において再生されることとなる。

年少者に対する録音・録画付き取調べの利用に関する提言については、当時の証拠法則との抵触可能性についても検討が行われた⁶⁸⁾。ピゴット委員会が特に懸念したのは、伝聞法則との関係であった。報告書が公刊された1989年当時は、伝聞法則に関する統一的な明文規定が存在しておらず⁶⁹⁾、報告書が前提とする伝聞法則の定義は、「被告人によってなされたものでかつ当該手続に関連する事実の承認を除き、人の以前の供述は、それに含まれる内容の真実性に関する証拠として提出される場合には証拠とし得ない」というものであった⁷⁰⁾。この定義を前提とする限り、報告書の提言にしたがって作成された録音・録画記録は証拠にはできないことになる。他方で、ピゴット委員会は、コモン・ロー上ないし制定法上に多くの伝聞例外が存在することを指摘したうえで、ここでは、録音・録画記録証拠に関する特別な例外は設け

68) See, *Ibid.*, at chap 2.

69) その後、イギリスでは、2003年刑事司法法(Criminal Justice Act 2003)においてはじめて伝聞法則に関する包括的な整備が行われた。

70) Home Office, *op. cit.* n.52, at para. 2.2.

られうるのか、そしてそれはどのように設けられるのかが問題であるとの認識を示した⁷¹⁾。これに対する解決の方向性を示す意味で、委員会は証人による以前の供述に関する規律についてより一般的なレベルで変化をもたらすことで、録音・録画記録等の素材を証拠として許容することになるとする。しかしながら、この問題が、年少者やその他脆弱証人に関するものというよりも広範な証拠法一般の問題であることから、明確に伝聞例外により証拠として許容されるというような積極的な回答を示してはいない。

(3) その他の点について

ピゴット委員会は、年少者の取調べの録音・録画記録証拠の許容性に関する検討が、年少者の完全な証人適格を規律する基準や、性犯罪の場合に告訴人による証言等の提出証拠に置かれる信用性を限定する特別な規律の検討と不可分であると考え、年少者による証言に伴って生じるその他の問題も広く検討対象とした。

まず、報告書で、ピゴット委員会は、「事実審理裁判官には公判廷で証人となる児童が宣誓や真実性、義務といった概念を十分に理解できているかを検討する義務がある⁷²⁾」と指摘し、年少者の証人適格が、真実の供述をすることやそれを担保する宣誓等の仕組みに対する理解力の問題であるとの認識を示した。他方で、先述のとおり、すでに1933年法では、年少者の理解力の低さに照らして無宣誓での証言を認め、1988年法では年少者の無宣誓証言に対する補強証拠の要求まで廃止されていた。そこで、委員会は、年少者が神罰を十分に理解していないことに対する陪審の評価の振れ幅を調節することを企図して、「すべての年少者証人には証人適格があると推定されるべき⁷³⁾」としたうえで、「予備審問であれ公判であれ、14歳未満のあらゆる年

71) *Ibid.*, at para. 2.8.

72) *Ibid.*, at para. 5.3.

73) *Ibid.*, at para. 5.13.

少者は無宣誓で証言をするべきである⁷⁴⁾」と提言した。

次に、年少者の無宣誓証言に対する補強証拠の要求について、1988年法34条が、宣誓の有無に関わらず年少者証言に対する補強証拠の要求を廃止しているところ、性犯罪被害者である訴追者の証言に対する補強警告は依然として維持されていたため、報告書では性犯罪事例における義務的な補強警告を廃止するべきである旨⁷⁵⁾、提言されている。

このほか、年少者のみならず「脆弱な者 (vulnerable people)」についても言及されており、委員会は、将来的に、一部の重大犯罪に関して、年少者に加えて成人の脆弱証人にも報告書で言及した措置を利用できるようにするべきとの見解を示した⁷⁶⁾。そこでは、脆弱な者として、重大な性犯罪の証人、精神的な障害がある証人や過度に脆弱な年配の証人が想定された。証人が脆弱か否かの評価に際しては、公開法廷への出廷を要求する場合、裁判官は、当該対象者の有する「異常あるいは不合理な精神的苦痛」からその供述に悪影響が及んでいるか否かを判断し、これが肯定されれば、上記の取調べの録音・録画記録媒体の証拠利用やテレビリンク方式の活用による証言獲得方法を認めるべきであるとの提言がなされた⁷⁷⁾。

3 1991年刑事司法法の成立

これまでになかった革新的な提言を行い、議論を巻き起こしたピゴット委員会であったが、そこでの提言は1991年刑事司法法第3編「児童および年少者 (Children and Young Persons)」において実現されることとなった⁷⁸⁾。以下では、具体的な制度内容を概観したうえで、その評価について整理してい

74) *Ibid.*, at para. 5.14.

75) *Ibid.*, at para. 5.30–5.31.

76) See, *Ibid.*, at chap. 3.

77) *Ibid.*, at para. 3.5; See also, *Ibid.*, at para 3.14–3.15.

78) 児童の証言 (children's evidence) に関する規定としては、①児童の証人適格 (52条)、②児童が関与する特定の事例における移転通知 (53条)、③児童証人の取調べの録音・録画 (54条)、④児童証言に関する立法の追加的修正 (55条) がある。

く。年少者証人への対応について1991年刑事司法法において導入ないし改正されたもので、ピゴット委員会報告書との関係で注目すべきは、年少者証人一般の無宣誓証言の許容（52条）と年少者証人の取調べの録音・録画（54条）である。

(1) 制度の内容

まず、1991年法の52条は、1988年法に33A条を追加するという形で、刑事手続における年少者証言は無宣誓でなされなければならない旨規定する（33A条(1)項）。ここにいう年少者は、14歳未満の者を指しており（33A条(3)項）、この無宣誓証言は刑事手続の目的に照らし、宣誓下での証言と同様に扱われなければならない（33A条(2)項）。

次に、1991年法の54条は、1988年法に32A条を追加するという形で、年少者証人に対する主尋問を事前にビデオに記録し、これを公判廷における主尋問の代わりとする措置を規定している（32A条(5)項 (b)）。適用対象は、暴力犯罪に関する証人尋問については14歳未満の年少者、性犯罪に関する証人尋問については17歳未満の年少者とされている。当該録音・録画記録が証拠として提出される際に、裁判所は、(a) 当該年少者証人が反対尋問に適さないと思料される場合、(b) 当該録音・録画を実施した状況の開示を要求する裁判所のあらゆる規則が裁判所の納得のいく程度に遵守されていなかった場合、(c) 裁判所が当該事件のあらゆる状況を検討したうえで、司法の利益に照らして当該記録を許容するべきではないとの心証を抱く場合、の3つの例外を除いて当該記録を証拠として許容することになる（32A条(3)項）。

1991年法によって導入された措置は、適用対象を年少者に限定したうえで、あくまで取調べの録音・録画記録媒体の証拠調べを主尋問に代替することを内容としたものであった。ピゴット委員会報告書においては、年少者に対する録音・録画付き取調べは公判手続の前段階で決定されるものとして設計されていたのに対し、1991年法では公判手続の中で行われるものとなった⁷⁹⁾。

79) Debbie Cooper, "Pigot Unfulfilled: Video-recorded Cross-examination under section 28 of the

さらに、ピゴット委員会において提言のあった代弁者の導入や、公判前段階での反対尋問の実施およびその録音・録画を実施するというような制度については取り入れられなかった⁸⁰⁾。それゆえ、1991年法の措置においては、年少者が反対尋問に耐えなければならないという状況が、依然として残されることとなった⁸¹⁾。

(2) 1991年法までのスキームに対する評価と実務動向

ピゴット委員会報告書は、1999年法以降の議論においても度々言及されるものであり、これ以降の立法政策がしばしば「フルピゴット (full-Pigot)」ないし「ハーフピゴット (half-Pigot)」と形容されているように⁸²⁾、脆弱ないし畏怖証人への対応に関する議論の1つの基軸とされるほど大きな影響力を有している。学説上も、当時の刑事司法制度の弱点を明確にしたものとして歓迎されるべきものであり、この種の改正に対する有益な示唆を提供するものとして好意的な評価も見られた⁸³⁾。

ピゴット委員会の提案を受けた1991年法は、1988年法を改正することに成功したものの、論者から「ハーフピゴット」と称されたように⁸⁴⁾、ピゴット委員会報告書の提言を部分的に実現したにとどまった。ピゴット委員会の提案は示唆に富んだ内容ではあったものの、その内容、とりわけ、録音・録画記録媒体を主尋問、反対尋問のそれぞれに代替させるという提案は当時の政

Youth Justice and Criminal Evidence Act 1999” (2005) *Criminal Law Review* 456, at p. 460.

80) See, Joyce Plotnikoff and Richard Woolfson, *Intermediaries in the Criminal Justice System Improving Communication for Vulnerable Witnesses and Defendants* (Policy Press 2015).

81) Home Office, *Speaking Up for Justice: Report of the Interdepartmental Working Group on the Treatment of Vulnerable or Intimidated Witnesses in the Criminal Justice System* (1998), at p. 54.

82) Hoyano, *op. cit.* n. 45, at p. 250; Cooper, *op. cit.* n. 79, at p. 456.

83) Yates, *op. cit.* n. 50, at p. 96; See also, John Mayers, “A Decade of International Reform to Accommodate Child Witnesses” (1996) 23 (2) *Criminal Justice and Behavior* 402.

84) Laura Hoyano and Gwynn Davis, Caroline Keenan, Rod Morgan, Lee Maitland, *An Assessment of the Admissibility and Sufficiency of Evidence in Child Abuse Prosecutions: A Report for the Home Office* (1999), at p. 6; Roberts and Zuckerman, *op. cit.* n. 37, at p. 454.

府にとっては非常に急進的なものと解された⁸⁵⁾。そこで、年少者が公判廷で、生の、反対尋問を受けることを条件としたうえで年少者の取調べの録音・録画記録を許容することとした内務省の代替案が採用され、1991年法が制定されたのである⁸⁶⁾。

しかしながら、このような経緯で制定された1991年法は、多くの批判の声にさらされた。そのような批判の内容は、大要以下の2つに分類できる⁸⁷⁾。1つは、公判廷において生の口頭証言を獲得するという伝統的な方法論から急進的にかき離れているものであるとの批判であり、もう1つが年少者証人の特別なニーズを十分に満たすことができていないとの批判である。前者は、改革に対して懐疑的な発想を持つ、とりわけ実務家を中心に唱えられる見解であり、後者は、さらなる改革を主張する論者による見解である。

前者の具体的な内容としては、①録音・録画証拠の活用は被告人の権利に対する容認しがたい侵害にあたるという原理的な批判、②録音・録画証拠や閉鎖回路テレビ (closed-circuit television : CCTV) による証言は、生の口頭証言と比べて陪審に対する影響力が弱く、それゆえに、児童が公判廷での生の証人尋問を受けようとする場合にはいつでも当該技術を用いることなしに尋問することになりがちであるとの危惧感、③録音・録画証拠の活用によって誤った訴追申立てがより暴かれにくくなるのではないかと危惧感が挙げられた⁸⁸⁾。他方で、これらの批判や危惧は、職業文化に深く根差した主張に過ぎず、実際にはこれらの推測は実証研究によってほとんど支持されていないとの評価も見られた⁸⁹⁾。

後者の具体的な内容を見ると、問題の焦点は、依然として年少者証人が公判廷での反対尋問にさらされてしまうという点に向けられている⁹⁰⁾。また、

85) Spencer and Flin, *op. cit.* n. 38, p. 13.

86) See, John Spencer, "Reformer's despair" 141 *New Law Journal* 787.

87) Roberts and Zuckerman, *op. cit.* n. 37, at p. 455.

88) *Ibid.* See also, Spencer and Flin, *op. cit.* n. 38, p. 90.

89) *Ibid.*

90) Graham Davies, "Children on Trial? Psychology, Videotechnology and the Law" (1991) 177

これを超えて、通常の証人尋問と比べてより悪影響があるとの見方も見受けられる。つまり、通常の証人尋問では、主尋問が実施された直後に反対尋問が実施されるという流れになっているところ、主尋問でのやりとりがある意味でウォーミングアップの役割を担っているのに対し、1991年法54条の制度設計では主尋問の実施と反対尋問の実施とでタイミングとしてズレが生じるため、証人はその利益を得ることができないというのである⁹¹⁾。さらにはタイミングのずれから生じる、主尋問時の供述と反対尋問時の供述とのわずかな矛盾を弁護人が追及する機会を提供してしまうことに繋がるという指摘もある⁹²⁾。

また、この「ハーフピゴット」スキームについては、内務省からの委託研究や検察庁（Crown Prosecution）による調査報告書など複数の実証研究の成果が公表されている⁹³⁾。これらは裁判官、弁護士、警察官、社会福祉士等の実務家らが1991年法の特別措置による年少者のストレス軽減効果を確認、実際の利用状況について報告するものである。これらの実証研究においても多くの問題点が指摘されたが、特に、制定法の仕組みの複雑さによってもたらされる混乱や不安定さ、裁判官の裁量によってもたらされる不確実性、主尋問に代替する録音・録画制度の短所に批判が向けられた。具体的な問題として、たとえば、1991年法までの特別措置を利用する場合には、その対象犯罪が暴力犯罪か性犯罪かにより、対象となる年少者の年齢が異なっていることで、調査対象とされた事例においても、録音・録画付き取調べを受ける権利のある15～17歳の性犯罪被害者が従来の形で供述調書を取られるという状況が生じていたという⁹⁴⁾。そのため、報告書では、訴追内容たる犯罪の性

Howard Journal 30 (3), at p. 188.

91) Roberts and Zuckerman, *op. cit.* n. 33., at p. 456.

92) *Ibid.*

93) 内務省による委託研究の報告書として、Graham Davies, Clare Wilson, Rebecca Mitchell and John Milson, *Videotaping Children's Evidence: An Evaluation* (1995) や Hoyano etc, *op. cit.* n. 84. 検察庁による調査報告書として、Crown Prosecution Service Inspectorate, *Report on cases involving child witnesses* (1998) がある。

94) Hoyano etc., *op. cit.* n. 84, at p. 19.

質にかかわらず、規定上の年齢以外の年少者に対しても、その証人尋問に対して特別な手続にアクセスできるようにすることが推奨された⁹⁵⁾。

このように、一定の前進が見られたかのように思われる1991年法による制度設計は、より信用性の高い証拠を顕出するという意味でも、また年少者の福祉への配慮という意味でも、十分な改革に成功したものとは評価されなかった。

他方で、1992年には、司法省より、児童の取調べに関するガイドラインである「良質な実務に関するメモランダム (Memorandum of Good Practice : MOGP)」が公刊された⁹⁶⁾。このガイドラインは、実務における取調べ方法に関する指針であるが、その内容は、取調べ方法もさることながら、脆弱ないし畏怖証人に該当する者の特性やこれらの者に対してとるべき措置を類型ごとに示し、取調べる者が獲得すべき情報についても列挙するなど、多岐にわたるものとなっている。このようなガイドライン策定の動向からもわかるとおり、1991年法のスキームは、実際の運用方法についても詳細に検討がなされ、それが万全な形で実行されるところまで進んでいたのである。

II 1999年少年司法および刑事証拠法における特別措置

ここでは、1999年少年司法および刑事証拠法において導入された「特別措置 (special measure)」を取り上げる。それに先立ち、まず、1999年法の制定過程を概観し、同法の「特別措置」の全体像を明らかにしたうえで、その

95) *Ibid.*, at p. 84.

96) 現在では、MOGPの改訂版である「刑事手続における最良証拠の獲得 (Achieving Best Evidence in Criminal Proceedings : ABE 報告書)」が公表されている。ABE 報告書で示されている取調べ方法は、①準備 (対象者に関する情報の収集、場所および同席者の選定等) → ②対象者との人間関係の構築 → ③対象者による自由報告 → ④質問による供述獲得 → ⑤取調べの終了 → ⑥取調べの評価という流れで構造化され、当該取調べの全過程を録音・録画されるというものである。日本における、同報告書に関する詳細な紹介として、清野憲一「英国における供述弱者の取調べ(2)」捜査研究743号 (2013) 81頁、同「英国における供述弱者の取調べ(3)・完」捜査研究744号 (2013) 76頁。

中から特に日本にまだ導入されていない制度の内容について整理していく。

1 1999年少年司法および刑事証拠法の立法経緯

(1) 背景事情

前述のとおり、1991年法およびそれ以前において設けられてきた制度は、いずれも年少者の保護を目的の1つとし、その適用対象の範囲を年少者に限定していた。そして、年少者以外の者に対しては、判例法で予定されている限定的な状況で、裁判所の裁量によって同様の措置が命じられるに過ぎなかったのである。しかし、ピゴット委員会報告書において指摘されたように⁹⁷⁾、証人尋問をはじめとする供述獲得の場面での特別な配慮の要請は、年少者に限られるものではなく、これまで検討されてきた措置が、年少者以外の者にも有益な効果を持ちうることには疑いがなかった⁹⁸⁾。それゆえ、1991年法で認められていた措置の対象を拡大する方向に立法が動くことになる。

イギリスでは、1997年の総選挙において、労働党が、「強姦ないし重大な性犯罪の裁判における被害者、および証人等畏怖させられている者に対するより充実した保護の提供」をマニフェストに掲げ、政権を奪還した。政権発足後の1997年6月13日には、当時のジャック・ストロー内務大臣がワーキンググループの設置を表明した⁹⁹⁾。このワーキンググループは、当該マニフェストの達成ために、脆弱ないし畏怖証人に対する補助や保護についての当時の状況を改めて整理・検討することを目的に設立されたものであった¹⁰⁰⁾。ワーキンググループには、当該証人の扱いを改善し、刑事手続上証言ができるように促進し、法廷において最良の証言ができるようにする手段を確認する任務が課されると同時に、司法の利益や、刑事手続によってトラウマを引き

97) Home Office, *op. cit.* n. 52, at p. 71.

98) Home Office, *op. cit.* n. 81, at para 1.4によれば、1966年の内務省の委託報告書である「学習障害のある証人—内務省への報告」(A Sanders, J Creaton, S Bird and L Webster (1966) 未公開)においても特別措置の適用対象の拡大が唱えられていたとされている。

99) Home Office, *op. cit.* n. 81, at p. 1; Ellison, *op. cit.* n. 32, at p. 6.

100) Home Office, *op. cit.* n. 81, at p. 1.

起こしやすい畏怖証人のニーズと被告人の公正な裁判を受ける権利との調和の必要性について勘案することも求められていたのである¹⁰¹⁾。

ワーキンググループは、検討の結果とそれに基づく提言をとりまとめ、1998年に、「正義のための提言 (Speaking up for Justice) : 刑事司法制度における脆弱ないし畏怖証人の扱いに関する独立ワーキンググループ報告書 (以下、「正義のための提言」とする)」として公表した。

(2) 「正義のための提言」

この「正義のための提言」は、脆弱ないし畏怖証人の定義や当該証人にとって何が問題となっているのかを検討したうえで、個々の場面・対象ごとに必要とされる措置を提言するという流れで構成されている。これは、ワーキンググループが、すべての措置が同一の基準に基づいて利用されるべきであり、そして、どの手段を用いるのが適当かの判断については個々の証人のニーズに合わせてなされるべきであるとの前提に立っていたことの表れと言える¹⁰²⁾。

報告書では刑事司法制度の改善に関して全部で78にも及ぶ提言がなされている。それらの提言は、犯罪の報告や脆弱ないし畏怖証人の識別や公判前・公判中・公判後において証人を支援する手段に関するものが含まれた包括的で広範なものとなっている¹⁰³⁾。

本報告書の内容で特徴的なのは、ピゴット委員会報告書においてもその不明瞭さが指摘されていた、「脆弱証人 (vulnerable witnesses)」の範囲・定義を明らかにした点と新たに「畏怖証人 (intimidated witnesses)」というカテゴリーを設けた点にある。そこで、以下では、特別措置の適用対象となる脆弱ないし畏怖証人の定義を中心に、報告書の内容を概観していく。

101) *Ibid.*

102) *Ibid.*, at para. 8.2.

103) See, *Ibid.*, at chap. 2.

①措置の対象範囲・定義

ワーキンググループの認識によれば、脆弱ないし畏怖証人の定義は、彼らを支援するためのあらゆるスキームにおいて、支援される資格のある者を限定する「入口 (gateway)」としての重要な役割を担うことになる¹⁰⁴⁾。さまざまな理由から証人は脆弱となりうるが、特定の分類に該当することで最良証拠獲得のための特別措置を当然に必要とするわけではなく¹⁰⁵⁾、それゆえ、わかりやすく、かつ適用範囲を限定できるような定義づけ（ないし適格の判断基準）が重要となる。ワーキンググループは、どのような証人のグループないし分類が特別措置を検討する資格のあるものか否かを判断し、支援を必要とするグループを選定するための裁量権を裁判所がどのように行使するかについて指針を示すことが必要であるとの認識を有していた¹⁰⁶⁾。また、定義づけにあたっては、公判段階はもとより刑事手続の比較的早い段階で当該証人に生じたトラウマが除去されるための説明が必要とされるのかという点についても検討された¹⁰⁷⁾。定義づけの前提として明らかにされることが求められる脆弱性ないし畏怖性の原因について、ワーキンググループは、精神的ないし心理的な障害や疾病を抱えているなどの多くの理由から、特にトラウマを生じやすいことが明白な者もいれば、問題となる犯罪の性質や証人と被告人の関係性、被告人ないしその近親者等の危険性といった状況的な要素を理由として脆弱となりうる者もいるとしたうえで、脆弱性ないし畏怖性は、多様な状況ないし立場に基づく要因が、人の性格と結びついて作り出されるものであるとの認識を示した¹⁰⁸⁾。

以上の発想から、個人の性格に基づくものとして脆弱である者や限定された分類によって説明できる者は、最良の証言を行うための特別措置による支援を自動的に受けることができる者に該当し、提供される特別措置は個々の

104) *Ibid.*, at para. 3.1.

105) *Ibid.*, at para. 3.4.

106) *Ibid.*, at para. 3.5.

107) *Ibid.*, at para. 3.6.

108) *Ibid.*, at para. 3.8.

事件の事情に依拠する必要があるとする¹⁰⁹⁾。さらに、当該措置が必要であると認められる場合に、裁判所は、適正な基準について検討したうえで、裁量により当該証人に特別措置を利用させることができるとした¹¹⁰⁾。一般的な原理として犯罪類型を基準とする選択肢については否定しているが、強姦や重大な性犯罪の訴追に関連する一定の懸念から特別措置がこれらの問題の解決のために必要とされるとの見解も示した¹¹¹⁾。また、証人の意向については、証人にとって、裁判所に自身のことを知ってもらうという意味でも特別措置の利用が重要な意味を有しているとしつつ、このことに重きを置くべきではなく、あくまで裁判官が被告人と訴追者の利益との比較衡量によって決すべきであるとした¹¹²⁾。

これに加えて、ワーキンググループは、一定の犯罪類型によって脆弱性が生じる場合、たとえば強姦の被害者などについては、脆弱証人であるとの反証可能な推定 (rebuttable presumption) をするという見解にも賛同した¹¹³⁾。また、すでに取調べ段階における特別な手続が設けられていることなどから¹¹⁴⁾、証人としての被告人については、脆弱ないし畏怖証人の定義から除外すべきとしている¹¹⁵⁾。

以上の検討を踏まえ、ワーキンググループは、特別措置の利用基準の分類として、次のカテゴリー (a) とカテゴリー (b) の2分類を示した¹¹⁶⁾。カテゴリー (a) は、知能ないし社会機能、精神障害の影響およびその他の精神的・身体的疾病や身体障害を有する証人である。カテゴリー (b) は、裁判所が、感情的なトラウマに影響を受けやすい、当該措置なくして最良証拠

109) *Ibid.*, at para. 3.25.

110) *Ibid.*

111) *Ibid.*

112) *Ibid.*, at para. 3.26.

113) *Ibid.*, at para. 3.27.

114) See, Code of Practice under the Police and Criminal Evidence Act 1984. なお、脆弱な被告人に対する特別な手続につき、本稿Ⅲの1を参照。

115) Home Office, *op. cit.* n. 81, at para 3.28.

116) *Ibid.*, at recommendation 1.

の顕出が不可能なほどに非常に畏怖ないし疲弊しやすい者であると判断した証人である。カテゴリー (b) に該当するか否かを裁判官が判断する際には、その者の年齢、文化的ないし民族的背景、手続上のあらゆる当事者との関係、犯罪の性質、証人との関係における被告人ないしその家族、近しい者 (associates) の危険、その他のあらゆる関係要素を考慮することが求められる。これらのカテゴリーの違いはその法的効果にも表れている。ワーキンググループは、カテゴリー (a) の証人が自動的に特別措置条項を利用することができるのに対し、カテゴリー (b) の証人は裁判所の裁量により特別措置による支援を受けることができるとした¹¹⁷⁾。

②特別措置の内容

ワーキンググループは、検討結果を踏まえ、捜査段階において必要とされる措置、公判段階において必要とされる措置、そして、強姦その他重大犯罪と関連する措置のそれぞれについて具体的な提言を行った。このうち、ここまでのスキームとの関係で重要なものとしては、以下の3つの提言があげられる。

第1に、取調べの録音・録画記録を主尋問の証言と代替させる措置に関する提言である。同制度はすでに1991年法により導入されていたが、ワーキンググループは、同制度が年少者に対してだけでなく、特に格式ばった法廷の設備で証言することがストレスとなる、あるいは学習障害のある者のような記憶障害やコミュニケーションの問題を抱える成人の脆弱証人の支援に対して有益な措置だと評価した¹¹⁸⁾。その一方で、1991年法における制度設計には、依然として証人が反対尋問にさらされているという欠点があることを指摘した¹¹⁹⁾。そこで、その時間的ないし資源的浪費の点をも考慮したうえで、まずは、当該措置の対象者を上記①のカテゴリー (a) の者に限定し、将来的

117) *Ibid.*

118) *Ibid.*, at para. 8.44.

119) *Ibid.*, at para. 8.39.

にカテゴリー (b) の者にも拡大していくのが望ましいとした¹²⁰⁾。録音・録画の方法については、改訂版 MOGP¹²¹⁾ に合致した形でなされるべきであるとした¹²²⁾。

第2に、公判前録音・録画付き反対尋問に関する提言である。これはピゴット委員会によって提言がありながらも、導入されなかった制度である。同制度の問題点として認識されているのは、録音・録画後の追加的な反対尋問も認められていたために、対象となる証人に対して、結局さらなる負担を与えるのではないかという点であった。しかし、ワーキンググループは、同制度の利点として、対象となる証人が法廷外において証言ができる点を重視し、一定の基準を満たさない限り追加の尋問を実施できないとする反証可能な推定 (rebuttable presumption) について規定することで、上記の懸念を払拭しようとした。具体的な提言は次のとおりである。公判前録音・録画付き反対尋問が利用可能な事例においては、追加的な反対尋問も、すべからく、法廷外で録音・録画して行われる¹²³⁾。また、一度、公判前録音・録画付き反対尋問が実施されると、最初の反対尋問の後に、新たな証拠等 (materials) の存在が明らかとなり、当該新証拠が再度公開の反対尋問の実施を望む当事者の合理的注意をもっても確知できなかったものであるか、あるいは当該証人の証言全体にとって重要なものである場合を除き、追加的反対尋問は許されないという反証可能な推定がなされる¹²⁴⁾。

第3に、「正義のための提言」において、新たに提言された事項として、コミュニケーションの補助がある。より具体的には、裁判所に対して、通訳、コミュニケーションツール、仲介人といった証人のコミュニケーションを支援するための手段を要請する制定法上の権限を認めるという提言である¹²⁵⁾。

120) *Ibid.*, at para. 8.46–8.47.

121) 現在では、ABE 報告書が用いられている。

122) Home Office, *op. cit.* n 81., at recommendation 41.

123) *Ibid.*, at recommendation 45.

124) *Ibid.*, at recommendation 46.

125) *Ibid.*, at recommendation 47.

ワーキンググループは、最良証拠の獲得のためには、証人尋問において証人に対するコミュニケーション上の支援が必要となる場合があると考えた。イギリスでは、従前より、コモン・ロー上、英語を十分に理解できない証人に対する法廷通訳の利用を認めてきたが、これに対して、脆弱ないし畏怖証人に特有の言語的な問題とその対処法については、実務上、十分に認識されていなかった。そこで、ワーキンググループは、通訳以外にも、コミュニケーションツールや技術を活用することを提言したのである¹²⁶⁾。その中の1つに、仲介人の活用があげられたが、この制度も、前述のピゴット委員会により導入が提言されながら¹²⁷⁾、1991年法では盛り込まれなかったものである。ワーキンググループによれば、この制度には、年少者等が、法廷に現れる体験を避け、また裁判に関与する者らとの直接的なコンタクトを防ぐことに意義があり¹²⁸⁾、さらに、発問者から発せられた言葉を当該年少者等にとって理解しやすくなるように簡単な言葉や内容に通訳するという目的も含まれている¹²⁹⁾。また、仲介人の利用によって、年少者等の思考過程や世界観を考慮することが可能となることで、裁判所が年少者の回答を誤解してしまうのを防ぐことが期待された¹³⁰⁾。なお、これらの手段は、各手続段階において年少者が最良証拠を提出するための支援となる場合に用いられる。

2 特別措置の全体像と適格要件

以上に見てきたワーキンググループによる提言を踏まえて、1999年少年司法および刑事証拠法が制定された¹³¹⁾。同法の第2編1章において「脆弱ないし畏怖証人の事例における特別措置命令」が規定され、被告人からの遮蔽措置(23条)、ライブリンク方式による証人尋問制度(24条)、証人尋問時の

126) *Ibid.*

127) 前述のとおり、ピゴット委員会報告書においては「代弁者 (interlocutor)」と表現されていた。

128) Home Office, *op. cit.* n. 81, at para. 8.67.

129) *Ibid.*

130) *Ibid.*, at para. 8.75.

131) 1999年法第2編1章の条文の試訳は、本稿末尾の【付録】参照。

非公開化措置 (25条)、鬘および法服の脱衣 (26条)、主尋問に代替する録音・録画証拠 (27条)、公判前録音・録画付き反対尋問 (28条)、仲介人を通じた証人尋問 (29条)、コミュニケーション補助 (30条) の8つの特別措置が設けられた。また、これらに準ずるものとして、後に追加されたものも含めると、被告人との直接対面形式での反対尋問からの必要的保護 (34条および35条)、被告人との直接対面形式での反対尋問からの任意的保護 (36条)、性遍歴証拠に関する制限 (41条)、証人特定事項に関する秘匿措置 (46条)、ライブリンク方式による被告人に対する証人尋問 (33A条) の5つの措置も導入されている。これらの措置については、基本的に利用が可能ということになれば、単独での利用のみならず複数組み合わせることもできる¹³²⁾。

特別措置は、裁判官による3段階審査を経た上で、「脆弱証人」あるいは「畏怖証人」に該当する場合に、裁判官の命令 (direction) に基づいて実施される (19条)。脆弱証人については、①公判開始時点ないし公判前段階における主尋問あるいは反対尋問の録音・録画時点で18歳未満のすべての年少者証人、②1983年精神保健法で定義づけられている精神異常の影響によってその証言の質が減弱されうる証人、③知能ないし社会的機能に関して重大な障害があるためにその証言の質が減弱されうる証人、④身体障害があるないし身体的な異常から影響を受けているためにその証言の質が減弱されうる証人の4つの類型が認められている。また、畏怖証人については、当該事案における証人尋問との関係での恐怖ないし苦痛を原因としてその証言の質が減弱されうる者と定義されている。

前述の3段階審査では、まず第1段階として、証人 (候補者) が脆弱である (vulnerable) か (16条)、恐怖 (fear) ないし苦痛 (distress) を原因として畏怖している (intimidated) か (17条) について判断される。当該証人に脆弱性ないし畏怖性が認められると、次に第2段階として、そのような脆弱性ないし畏怖性によって証言の質が減弱されうるか否かについて判断され

132) Criminal Practice Direction (2015) 18A.2.

る。さらに、この段階で証拠の質が減弱されうると判断されれば、第3段階として、利用可能な特別措置のうちのいずれが（ないしいずれの組み合わせが）証人の証言の質を最大化するかについて判断され、特別措置が講じられることになる。

ここまでに取り上げた、1988年法や1991年法において設けられていた特別措置の背後にある発想は、本来的には成人の参加を前提としている訴訟形態に年少者を適合させるというものであった。これに対し、1999年少年司法および刑事証拠法は、この発想を大きく変え、特別措置を潜在的に問題のあるあらゆる証人に利用できる一般的な制度として導入した¹³³⁾。他方で、1999年法には、児童とその他の脆弱証人とで扱いを異にしている部分も存在する。脆弱証人のうち、18歳未満の年少者（前記①）には「最重要ルール（the primary rule）」が適用され、主尋問と代替する録音・録画記録の手段が自動的に用いられ、ライブリンク方式での反対尋問が実施される。以上の特別措置の適用関係を、対象者別に図で示すと、次頁のとおりとなる。

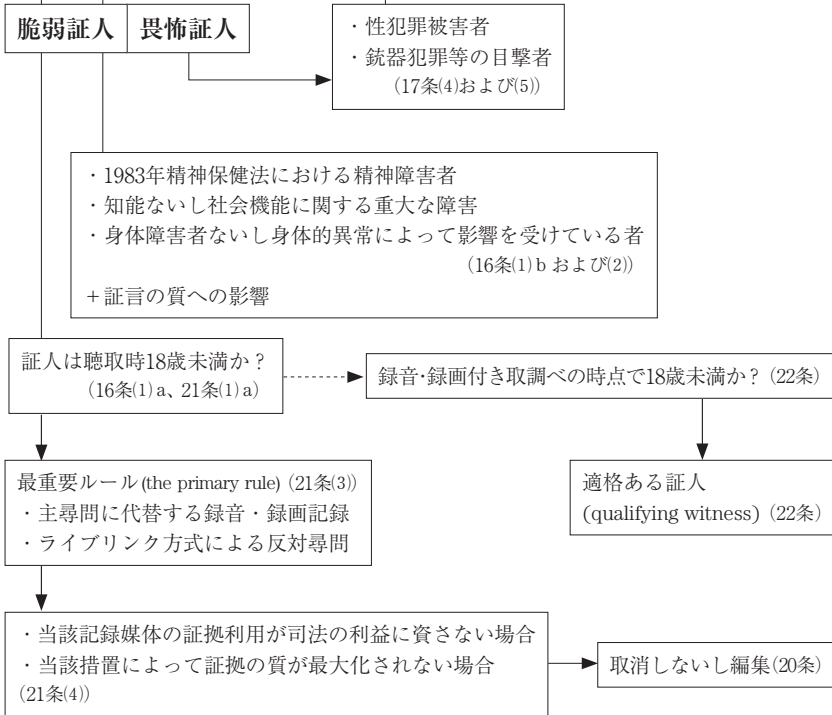
このように、1999年法では多岐にわたる措置が設けられ、それらを用いるか否かの判断方法についても段階的なものが用意されている。特別措置のうち、主尋問に代替する録音・録画証拠、録音・録画付き反対尋問、仲介人を通じた証人尋問、コミュニケーション補助、鬘および法服の脱衣といったものは、現在の日本の法律には存在しないものである。次節では、これらの具体的な内容を概観する。

133) Roberts and Zuckerman, *op. cit.* n. 37, at p. 456.

【図：現行法における特別措置利用の概略】

(実線矢印：○、点線矢印：×)

条文	措置内容	条文	措置内容
23条	被告人からの遮蔽	27条	主尋問に代替する録音・録画記録
24条	ライブリンク方式による証言	28条	録音・録画付き反対尋問および再尋問
25条	証人尋問の非公開化	29条	仲介人による証人尋問
26条	鬘および法服の脱衣	30条	コミュニケーション促進のための道具



3 特別措置の具体的内容

(1) 主尋問に代替する録音・録画証拠

1999年法27条は、「主尋問における証言の録音・録画」と題して、証人に対する聴取の録音・録画記録を当該証人の主尋問に代替する証言として許容する旨の措置について規定している（(1)項）。録音・録画付きの取調べの実施には、事件発生と近接した時点での聴取によって、より正確な供述内容を獲得するという狙いがある。特に年少者の場合には、公判においてなされる供述に比べてより正確かつ詳細なものになるとされる¹³⁴⁾。制度導入当初には、被告人が、公判開始前に録音・録画記録を見て、年少者の供述が十分に説得的であるために当該告発について争うのが無駄であるとの判断ができるようになることで、当該制度が被告人の有罪答弁を促進する効果も期待されていた¹³⁵⁾。

この措置については、その位置づけが成人証人と年少者証人とで変わりうる¹³⁶⁾。18歳未満の年少者証人については、基本的に、この措置を利用しても当該証人の証言の質が改善されない場合を除き、原則として、法廷外で録音・録画付きの聴取を行うことで主尋問に対応する証言として供述を獲得し、ライブリンク方式で反対尋問を実施することが想定されている¹³⁷⁾。また、脆弱証人ないし畏怖証人に当たる成人証人についても、この措置の適格が認められている。さらに、性犯罪の成人の告訴人の特別条項が、2009年検死官および司法法の101条によって追加されている。同条項により、司法の利益に資さない、ないし告訴人の証言の質が最大化されない場合を除き、当事者による申立てに基づき、主尋問に対応する証言として録音・録画供述が自動

134) Mike McConville and Geoffrey Wilson, *The Handbook of The Criminal Justice Process* (2002), at p. 245.

135) *Ibid.* ただし、今日、それは実証されていない。

136) Penny Cooper and HHJ Heater Norton (eds.), *Vulnerable People and the Criminal Justice System a Guide to Law and Practice* (Oxford University Press, 2017), at p. 345.

137) *Ibid.*

的に許容される (22A 条)。

裁判所が当該事案の全体事情を勘案して、司法の利益の見地から録音・録画記録が許容されるべきでないとの心証を抱く場合には、この措置は認められない ((2)項)。

(2) 公判前録音・録画付き反対尋問

1999年法28条は、「録音・録画付き反対尋問ないし再尋問」と題して、27条の措置を命じる場合には、裁判所の命令により、証人の反対尋問および再尋問についてビデオ記録を実施でき、当該記録についても、当該反対尋問ないし再尋問と関連する限りにおいて、当該反対尋問ないし再尋問における証人の証言として許容してもよい旨規定する ((1)項)。ここにいう反対尋問や再尋問は、公判前に実施され、その模様が録音・録画される。そして、当該記録媒体が公判廷で再生されることになる。当事者の位置関係としては、証人はライブリンクのリンク先の部屋に、被告人は法廷の被告人席 (the dock) に、検察官、弁護士と裁判官はリンク先の部屋あるいは法廷にいるという形になっている¹³⁸⁾。録音・録画付き反対尋問の措置は、1999年法の中でも特徴的な領域のひとつであるとも評されている¹³⁹⁾。

なお、この措置については、技術上の問題等の理由から、法律施行後すぐに実施されるようになったわけではなく、28条に関する開始命令¹⁴⁰⁾を受け、2014年4月より、2013年12月時点以降に警察が認知した事件を対象にキングストン、リーズ、リバプールの3つの刑事法院における試験運用を経て、2017年より正式に運用が開始されている¹⁴¹⁾。

この試験運用期間中、当該制度の対象者は、①特別措置を用いる際の事情聴取時に16歳未満の者、②1983年精神保健法にいう精神異常により影響を受けている者ないし知能や社会機能に関する重大な悪影響のある者、身体的異

138) *Ibid.*, at p. 348.

139) Ewin, *op. cit.* n. 53, at p. 23.

140) SI 3236/2013.

141) Cooper and Norton (eds.), *op. cit.* n. 136, at p. 348.

常ないし障害を負っている者のうち、それらの結果として証言の価値の減弱が予想される者であった¹⁴²⁾。

この特別措置の狙いの1つは、告発 (allegation) により近い時点で反対尋問を実施できるように事件の各段階を迅速化することにある¹⁴³⁾。

(3) 仲介人を通じた証人尋問

1999年法29条は、「仲介人を通じた証人尋問」と題して、証人尋問に際して通訳人ないしその他同条の目的のために裁判所によって承認された者 (仲介人) を活用する措置について規定している ((1)項)。仲介人の役割は、①証人に対してなされた質問について証人とコミュニケーションをとり、また当該質問に対する証人の返答について発問者とコミュニケーションをとり、②当該質問ないし回答について証人ないし発問者が理解することができるために必要な限度で、説明を加えることにある ((2)項)。彼らの主たる責任は、コミュニケーションに関する専門家として、最も質の高い証言、すなわち完全で、首尾一貫した、「正確な¹⁴⁴⁾」証言を促進することにある¹⁴⁵⁾。具体的な役割としては、証人と発問者との間のコミュニケーションの不全を防ぎ、そのような不全が現に生じている、あるいは生じる可能性があるとして認められる場合には、積極的にそれを解消することが期待されている¹⁴⁶⁾。仲介人は、脆弱証人に対する質問の監督のために裁判所を援助することができるが、その一方で、質問を制御する責任自体は依然として裁判官ないし令状裁判官にある¹⁴⁷⁾。また、仲介人は、鑑定証人 (expert witness) ではなく、独立した新たな専門家と位置づけられており¹⁴⁸⁾、職務遂行に際して忠実に職務に当

142) *Ibid.*

143) *Ibid.*

144) Youth Justice and Criminal Evidence Act 1999, s. 16(5).

145) Cooper and Norton (eds.), *op. cit.* n. 136, at p. 349.

146) *Ibid.*

147) *Ibid.*

148) Plotnikoff and Woolfson, *op. cit.* n. 80, at p. 9.

たる旨の宣言 (declaration) が要求されている ((5)項)。

コミュニケーションの不全は、刑事手続における脆弱な者の体験だけでなく、裁判結果や当該制度の公正さに対する人々の認識についても、悪影響を及ぼす。それゆえ、仲介人の役割の及ぼす影響は、コミュニケーションの促進にとどまらないものである。

他方で、この措置に対しては、仲介人は質問やそれに対する回答を歪曲ないし妨害してしまい、場合によっては裁判官が気づかないように証人に対して回答を示唆してしまうとの批判も向けられている¹⁴⁹⁾。

(4) その他

1999年法26条は、「鬢および法服の脱衣」と題して、証人が証言している間に、裁判官や検察官、弁護人の鬢および法服の着用を免除することを認めている。これは、従前年少者証人の証言時に認められていた措置を、脆弱ないし畏怖証人一般に拡大したものである¹⁵⁰⁾。

1999年法30条は、「コミュニケーションのための補助」と題して、証人が証言している間に、コミュニケーションを促進する各種機器の利用を認めている。証人の被るあらゆる障害、異常、その他悪影響にかかわらず、証人からの質疑内容、あるいは証人への質疑内容の伝達を可能とするのに適切と裁判官が思料する場合に、当該措置が認められる。この措置は、口頭での証人尋問に改良を加え¹⁵¹⁾、言葉での説明が困難な事柄について証言する際に、各種の道具を用いて、その証言をサポートするものである。これまで、裁判所が許可してきたものとしては、たとえば、ペン、紙、人体模型、座席、地図、写真、図画などがある¹⁵²⁾。

149) *Ibid.*, at p. 244.

150) Ministry of Justice, *Achieving Best Evidence in Criminal Proceedings Guidance on interviewing victims and witnesses, and guidance on using special measures*, at para B. 9. 16.

151) Cooper and Norton (eds.), *op. cit.* n. 136, at p. 350.

152) *Ibid.*

Ⅲ 特別措置導入後の議論動向

ここまで、脆弱ないし畏怖証人に対する特別措置の制定に至るまでの経緯を整理してきた。イギリスで採用されてきた多様かつ複雑な諸制度をめぐっては、その各種措置の実効性や実務上の有用性に関する多くの実証研究がなされ¹⁵³⁾、試験運用をするなどして実効的な運用が試みられてきた。

他方で、特別措置に関しては、実効性という観点のほかに刑事手続の理念や被告人の防御権保障との関係についてもいくつか判例や学説上の議論が見られる。以下では、これらの議論動向を概観する。

1 手続的公正との関係

1999年法における特別措置について指摘される問題の1つとして、手続的公正さとの関係があげられる。イギリスは1998年人権法（Human Rights Act 1998）によって欧州人権条約を国内法化していることもあり、学説上、特に特別措置の利用によって同条約6条(1)項の保障する公正な裁判を受ける権利が侵害されないかという点が問題とされる¹⁵⁴⁾。

前提として欧州人権条約6条について整理したい。人権条約6条(1)項では、「すべての者は、その民事上の権利義務の決定または刑事上の罪の決定のため、法律で設置された、独立の、かつ、公平な裁判所による合理的な期間内の公正な審理を受ける権利を有する……¹⁵⁵⁾」旨規定され、同条(3)項で具体

153) 改善の余地はありながらも、その多くが有益なものと評価されている。たとえば、Roberts and Zuckerman, *op. cit.* n. 37, at p. 462 は、「いまや非常に多くの証人が特別措置の恩恵を受けているところは疑いが無い」とする。

154) Laura Hoyano, “Striking a Balance between the Rights of Defendants and Vulnerable Witnesses: Will Special Measures Directions Contravene Guarantees of a Fair Trial?” (2001) *Criminal Law Review* 948, at p. 949; Phil Bates, “The Youth Justice and Criminal Evidence Act: The Evidence of Children and Vulnerable Adults” (1999) 11 *Child and Family Law Quarterly* 289, at p. 300.

155) 戸波江二ほか編『ヨーロッパ人権裁判所の判例Ⅱ』（信山社、2019）457頁参照。

的な権利が規定されることで、訴訟当事者の公正な裁判を受ける権利が保障されている。その具体的内容については、今もなお議論が見られるところであるが、一般的には、適正で独立した公平な裁判所による聴聞される権利、「武器対等」の権利、公開の審問を受ける権利、合理的な期間内で聴聞される権利、弁護を受ける権利、通訳をつける権利などが、基本的な権利として含まれていると解されている¹⁵⁶⁾。被告人の公正な裁判を受ける権利の検討に際しては、被害者ないし証人の利益が考慮されるのが合理的であるとの認識も示されており、個別具体的な事例ごとにその衡量が図られることで事案の解決がなされることになる¹⁵⁷⁾。

このように、手続的公正さとの関係では多くの要素が問題となりうるが、イギリスでは、特に「武器対等」の権利に関する議論が見られる。すなわち、1999年法が特別措置の適用対象を証人に限定し、被告人を除外しているため¹⁵⁸⁾、「武器対等」が切り崩され、脆弱な被告人が不平等な扱いを受けているとの批判がなされているのである¹⁵⁹⁾。

被告人を特別措置の対象から除外する根拠として、「正義のための提言」報告書では、①被告人には公正な裁判を保障するために、弁護人選任権や証言拒絶権といった手続上のセーフガードが設けられている点、②脆弱な被告人については、適正な大人制度 (appropriate adult) などの特別の手続が存在する点、③特別措置の多くが脆弱ないし畏怖証人を保護するために設けられている点が挙げられている¹⁶⁰⁾。

156) See, *Vindal v Belgium* [1992] ECHR 12351/86; Leanza Piero and Ondrej Pridal, *The Right To A Fair Trial: Article 6 of the European Convention on Human Rights* (2014), at p. 6. また、本稿での整理と若干その構成を異にするものの、欧州人権条約6条の構成要素に関する整理として、水野陽一『公正な裁判原則の研究』(成文堂、2019) 48頁。

157) このような人権裁判所の判断過程のあいまいさを指摘するものとして、Andrew Ashworth and Mike Redmayne, *The Criminal Process* (4th edn 2010), at p. 43.

158) See, Youth Justice and Criminal Evidence Act 1999, ss. 16, 17.

159) Samantha Fairclough “Speaking up for Injustice: Reconsidering the Provision of Special Measures Through the Lens of Equality” (2018) *Criminal Law Review* 4.

160) Home Office, *op. cit.* n. 81, at para 3.28.

しかしながら、いずれの根拠についても、その妥当性には以下のような疑問が向けられる¹⁶¹⁾。①について、弁護人選任権や証言拒絶権は脆弱性の有無にかかわらず被告人一般に認められている防御権であり、そのことをもって直ちに脆弱な被告人を支援できているとは評価できない。また、被告人が防御のために黙秘したとしても、イギリスでは被告人による公判段階の黙秘は不利益事情の推認に用いられうるため¹⁶²⁾、被告人に対する支援が不要なわけではない。さらに、②に関して、被告人に対して認められてきた特別な手続と1999年法における証人に対する特別措置の選択肢を比較してみても、そのバリエーションには大きな差が見られる。すなわち、脆弱な被告人については、適正な大人制度によるサポートが中心となるのに対し、脆弱な証人については、1999年法に掲げられた8種類以上もの措置が、場合によっては組み合わせて利用できるものであり、大きな違いがある。③についても、特別措置として用意されているサポートは、脆弱性や畏怖性といった特性を有している者一般に対して有効と考えられる。

実際、2004年に下されたウォルサムフォレスト少年裁判所ケース高等法院女王座部判決¹⁶³⁾では、強盗被告事件に関して、事件当時13歳の被告人が共犯者の在廷する場で証言することができない場合に、当該被告人に特別措置を利用させることができるかが争点となり、これができない場合には人権条約6条(1)項違反に該当しないかが問題とされた。これに対し、高等法院女王座部は、立法において被告人が特別措置の対象者から明らかに除外されており、また被告人には先述したような特別の手続やセーフガードが設けられており、裁判所には当該被告人に特別措置を利用させる本来的な裁量が認めら

161) See, Fairclough, *op. cit.* n. 159.

162) イギリスでは、1994年刑事司法および公共秩序法によって被告人の黙秘からの不利益推認が一部許容されている。この分野に関する、日本における近時の研究として、梶悠輝「イギリス刑事手続における自己負罪拒否特権—『黙秘からの不利益推認』に関する議論からの示唆—」同志社法学69巻8号(2018)106頁、山田峻悠「我が国における黙秘からの不利益推認の許否・許容範囲の検討」法学会雑誌60巻2号(2020)139頁。

163) *R v Waltham Forest Youth Court* [2004] EWHC 715 (Admin).

れないとして、被告人側の条約違反の主張を退けた。

2005年のキャンバーウェルグリーン少年裁判所ケース貴族院判決¹⁶⁴⁾においても、特別措置が年少者被告人に対しては認められていないところ、これが人権条約6条(1)項において保障されると解される武器対等の権利の侵害にあたらぬかが問題とされた¹⁶⁵⁾。当時の貴族院は被告人側の権利侵害の主張を退けているが、前掲の高等法院女王座部判決とはその判断に違いがある。本判決は、主尋問に代替する取調べの録音・録画記録媒体の活用なども含めた形で、特別措置全体を被告人にも適用することには消極的な姿勢を見せるが¹⁶⁶⁾、その一方で控訴院が被告人の公正な裁判を受ける権利を保障するための広範かつ柔軟な権限を本来的に有していることを指摘する¹⁶⁷⁾。そのうえで、前掲の高等法院女王座部判決の判断の妥当性については留保するものの、裁判所による当該権限の行使を1999年法が排除しているわけではないとしている。

以上のような学説上ならびに裁判実務上の動向が見られるところ、特別措置の適用対象については一定の是正が図られ始めた。2006年警察および司法法 (the Police and Justice Act 2006) の47条によって導入された1999年法33A条が、被告人の申立てに基づき、18歳未満のすべての年少の被告人および精神障害のある被告人との関係において、証人としてより効果的に手続に参加でき、かつ司法の利益に一致する場合には、ライブリンク方式を用いる旨の指示を出す裁判官の権限を認めている。また、2009年検死官および司法法 (the Coroners and Justice Act 2009) の104条によって導入された1999年法33BA条が、一定の場合に、ライブリンク方式の対象となる被告人に仲介人を通した尋問を実施できると規定している。このように、時期的な遅れはありながらも、現在では、被告人に対する特別措置も法制化されており、武

164) *R v Camberwell Green Youth Court* [2005] UKHL 4.

165) *Ibid.*, at para. 16.

166) *Ibid.*, at para. 58.

167) 具体的な例として、*R v. S.H.* [2003] EWCA Crim 1208.

器対等という意味での公正さについては一定程度、問題解消の兆しが見られている¹⁶⁸⁾。

2 被告人による反対尋問の保障との関係

1999年法の特別措置に関して指摘される問題のもう1つに、被告人による反対尋問の保障との関係がある。先述のとおり、現在のイギリスでは欧州人権条約の適用が問題となるが、同条約は6条(3)項(d)において「自己に不利な証人を尋問または尋問させること」を被告人の権利とし、いわゆる不利益証人尋問権¹⁶⁹⁾を保障している。他方で、1999年法では様々な特別措置が規定され、またそれらを組み合わせることも可能とされている。そこで、コモン・ロー上の反対尋問の機会の保障に加え、人権条約6条(3)項(d)において保障される被告人の不利益証人尋問権が侵害されないかという点が問題とされるのである¹⁷⁰⁾。

特別措置の中で、被告人からの遮蔽措置やライブリンク方式での証人尋問などは、被告人による反対尋問の保障の内容に直接的な対面が含まれないとの解釈によって、これまでもその問題性が否定されてきた¹⁷¹⁾。他方で、1999年法制定以降、新たな問題として登場しているのは、録音・録画付き取調べとの関係である。

まず、条文レベルでの問題が指摘される。1999年法27条(4)項によると、証人に反対尋問を実施することができず、かつ反対尋問の実施可能性に関する根拠がないことについて両当事者の同意がないことが裁判所にとって明らか

168) 他方で、1999年法33A条の適用が身体障害のある被告人や畏怖被告人には認められないなど、課題も残されている。(See, Fairclough, op. cit. n. 159, at p. 17.) また、本稿で掲げたものの他に近年、被告人と仲介人の関係が問題となったものとして、ラシドケース控訴院判決 (*R v. Rashid* [2017] EWCA Crim 2) がある。

169) 大谷祐毅「刑事裁判における公判外供述の証拠使用と証人を審問する権利の役割(3)」法学協会雑誌136巻6号(2019)136頁参照。

170) Hoyano, op. cit. n. 154, at p. 949; Bates, op. cit. n. 154, at p. 300.

171) イギリス国内判例として、前掲スメリーケース判決参照。また、人権条約につき、Black Stone's Criminal Practice (2020), at D14. 27.

な場合に、裁判官は、録音・録画付き取調べの記録媒体を証拠として排除することができることとされている。ここで重要な点は、当該証拠排除が義務的なものではなく、裁量的なものにとどまっているという点である。条文の文言上、証拠排除が裁量的なものとなっていることによって、反対尋問の実施を経ずに、年少者の証言が証拠として利用できる場合が生じることになり、この点において人権条約6条(3)項(d)違反となりうることが指摘されている¹⁷²⁾。

次に、実際の運用面に関する指摘である。先述のとおり、1999年法28条に関しては、2017年の正式運用開始の前に試験運用が実施されていたが、近時、試験運用や公判前反対尋問に関する実証研究や同制度の評価が公表されている。まず、これらの研究成果から多く指摘されるのは、反対尋問の実施方法に関する点である。伝統的な反対尋問は、証人の証言やその信用性評価を下げることを目的に行われ、誘導尋問や「はい」「いいえ」での回答を求めるクローズドな発問方法も用いられてきた¹⁷³⁾。しかしながら、このような尋問方法は、年少者をはじめとする脆弱な者に対して悪影響を及ぼすものであり¹⁷⁴⁾、1999年法施行以降は脆弱ないし畏怖証人については、当該証人に適応する形での尋問が求められている¹⁷⁵⁾。28条の手続において事前調整手続きを実施することで、当該尋問方法による不適当な反対尋問の実施が少なくなったとされる¹⁷⁶⁾。また、制度上の時間の長さに関する指摘も見られる。28条施行前には、年少者証人に関して、犯罪事実の報告から公判での証人尋

172) *Ibid.*

173) Hayden Henderson, Michael Lamb, Angela Rafferty, "The Discussion of Ground Rules Issues in Pre-trial Preparation for Vulnerable Witnesses in English Crown Courts" [2019] *Criminal Law Review* 599, at p. 601.

174) 日本のものではあるが、仲・前掲注(1)6頁によれば、質問に対するも黙従や記憶汚染の危険があるという。

175) See, *R v Barker* [2010] *Crim4*.

176) Henderson etc., op. cit. n. 173, at p. 607; See also, Hayden Henderson, Samantha Andrews, Michael Lamb, "Examining children in English High Courts with and without implementation of reforms authorized in Section 28 of the Youth Justice and Criminal Evidence Act" [2018] 33 (2) *Applied Cognitive Psychology* 262.

問実施までに時間的離隔があり、当該証人の記憶力に悪影響を及ぼすという問題が指摘されていた¹⁷⁷⁾。たとえば、刑事法院において平均13か月もの時間的離隔があったとされている¹⁷⁸⁾。これに対して、28条の試験運用では、同条の手続を実施することで、一定程度時間的離隔が解消されたという¹⁷⁹⁾。

以上のとおり、録音・録画付き取調べと被告人側による反対尋問の関係が問題となった学説上の指摘を整理したが、この種の問題が実際に顕在化した近時の裁判例の代表として、以下の2つを挙げることができる。

第1に、記録媒体の欠陥が露見したものとして、PMH ケース控訴院判決¹⁸⁰⁾があげられる。本件は、13歳未満の児童に対し、当該児童の家族の一人が性的虐待を行ったという事案である。事実審理を担当したりバプール刑事法院では、審理当時、1999年法28条における録音・録画付き反対尋問の試験運用が実施されており、本件でも同手続による証人尋問が実施され、被告人に有罪判決が下された。ところが、この手続過程において、検察側による主尋問と被告人側による反対尋問との間が2か月もあいており、連続性 (continuity) がなく、また、弁護人が当該記録媒体を確認した際に、証人の顔の下半分が不鮮明な状態であるなどの欠陥が見つかった。それにもかかわらず、陪審は、裁判官から、当該記録に関する十分な注意喚起を受けず、有罪評決に達した。この評決を受け、被告人は、当該録音・録画記録媒体の再生によって公正な裁判を受ける権利が侵害された旨主張し、上訴した。控訴院は、有罪判決の確実性 (safety) が切り崩されていないかという観点から被告人の公正な裁判を受ける権利の侵害の有無を判断した。その中で、上記の問題の存在およびその除去の必要性を認めるも、陪審が最良証拠取調べの時点で証人の証言態度を明確に確認することができており、被告人自身も当該記録媒体の排除の申立てをしていないことから、技術的な問題による影響

177) Ewin, op. cit, n.53, at p. 601.

178) *Ibid.*

179) See, Hayden Henderson and Michael Lamb, "Pre-Recording Children's testimony" [2017] Criminal Law Review 343.

180) *R v PMH* [2018] EWCA Crim 2452.

が小さいと判断し、被告人の有罪に対する確実性は損なわれていないと判断した。

第2に、通常の反対尋問との形式の違いで争いが生じたケースとして、ルベンバケース控訴院判決¹⁸¹⁾がある。同判決では、証人に対する主尋問に代替する形で録音・録画記録媒体が用いられ、その後公判廷でライブリンク方式による反対尋問が実施されたが、裁判官による制限によって十分な尋問を行えなかった点が問題とされた¹⁸²⁾。より具体的には、被告人側が反対尋問において許容された尋問内容と最良証拠取調べにおいてなされた訴追側による質問に関する方法、内容および期間が不均衡であるという点である。これに対して、控訴院は、事実審理裁判官には質問を制御し、脆弱な証人や被告人が最良証拠を提供できるよう保証する責任があり、裁判官には弁護人の質問が証人を混乱させるようなものである場合や不適切な場合には、干渉する義務があるとした。そして、その際には伝統的な弁護形態からは大きくかけ離れたものとなることが一般的に承認されており、審理の公正さに対して生じる影響への配慮は必要としつつも、訴訟指揮権 (his case management powers) を全体的に合理的な形で行使したに過ぎないとして申立てを退けた。

3 刑事訴訟の構造との関係

以上整理してきた1999年法の特別措置に関する議論に加え、具体的な法令解釈を超えるマクロな視点からの問題提起も見られる。それは、脆弱ないし畏怖証人への対応のあり方の方向性として、1999年法のアプローチの仕方が妥当であったか否かという問題である。

1999年法までのスキームは、いずれも、当事者主義的刑事訴訟構造のもつ特徴、たとえば口頭主義 (the principle of orality) といった特徴に、脆弱ないし畏怖証人を適応させる形で、当該証人らのサポートを講じるものであ

181) *R v Lubemba* [2014] EWCA Crim 2064.

182) 同ケースでは、尋問時間が45分間に制限され、弁護人による質問の内容が不明瞭ないし不適当であると考えられる場合には介入するなどの制約が課されていた。

た。それゆえ、1999年法までの特別措置の解決方法は「適応アプローチ (accommodation approach)」と称されることもある¹⁸³⁾。脆弱ないし畏怖証人への対応に関しては、これまで、その有効性について多くの実証研究が行われてきたが、それらによれば、1999年法によって導入された特別措置が十分に成果を上げてきたのは明らかである¹⁸⁴⁾。1999年法それ自体についても、伝統的な当事者主義によって刑事司法の真実追求という目的が大きく阻害される場合に、当事者主義の部分的な修正によって当該目的を最良の形で達成することができると明確に承認した点で評価されている¹⁸⁵⁾。

これに対して、そのような当事者主義的刑事訴訟構造への適合ないしその修正による対応ではもはや不十分であるとの見解も見られる¹⁸⁶⁾。この見解の内容は、以下とおりである。1999年少年司法および刑事証拠法は、脆弱ないし畏怖証人に対してより完全で、本来的で、かつ正確な刑事手続上の証人尋問を行えるよう援助し、刑事手続に関与する被告人、訴追者、証人といった者らの多様な利益について、より良い均衡をもたらすことを目的としていた。そして、その目的に対して、1999年法が、あくまで伝統的な事実認定理論に密着した形での問題解決方法である、「適応アプローチ」を選択している点を指摘する。そのうえで、論者は、職権主義的刑事訴訟による対応と比べたうえで、この解決方法が、①証拠提出に伴うストレスの緩和という意味、また、②潜在的に利用可能な最良証拠に対するアクセスの保障という意味の両方において最低限の効力しか持たないと指摘する¹⁸⁷⁾。さらに、1999年法の制定の際の内務省ワーキンググループの設置は、当事者主義的刑事裁判に関する伝統的な特徴を再考し、脆弱ないし畏怖証人に関する経験という観点

183) Ellison, *op. cit.* n. 32, at p. 7.

184) Roberts and Zuckerman, *op. cit.* n. 37, at p. 462.

185) Hoyano, *op. cit.* n. 45, at p. 273.

186) Ellison, *op. cit.* n. 32, at chap 8.

187) *Ibid.*, at p. 159. 同様の立場として、Mandy Burton, Roger Evans and Andrew Sanders, "Vulnerable and Intimidated Witnesses and the Adversarial Process in England and Wales" (2007) 11 the International Journal of Evidence and Proof, at p. 11.

から想起される当事者主義の核心の妥当性について再評価する重要な機会であったところ、同グループはイギリスの裁判所が刑事手続において口頭性という特徴を堅持してきたことについてしっかりと問題提起しなかったと批判する¹⁸⁸⁾。以上の批判に加え、論者は、伝統的な当事者主義的訴訟構造の限界を指摘し、職権主義的訴訟構造へと転換を図ることや当事者主義の特徴を再検討することの必要性を説く¹⁸⁹⁾。

このような論者の見解には肯定的な評価が見られ¹⁹⁰⁾、それらに後押しされるように、近時は、反対尋問時の弁護人の排除、反対尋問の早期化、反対尋問における質問内容の事前承認といった急進的なアイデアが唱えられ始めている¹⁹¹⁾。

また、適正手続、公正性、被告人の権利といった伝統的手続の諸価値は、現状に対する批判的論者や被害者ないし証人の利益を擁護する者らによって異議が唱えられてきた¹⁹²⁾。特別措置を大々的に整備した1999年少年司法および刑事証拠法や、伝聞法則に関する統一的整備の役割を担った2003年刑事司法法の制定にかかる動向は、このような議論の土俵となってきたのである。このような動向に照らし、口頭主義はすでに衰退し、完全な消滅の種がまかれていると評する者もいる¹⁹³⁾。

188) Ellison, *op. cit.* n. 32, at p. 160.

189) *Ibid.*

190) See, Katie Quinn, "Review Article Justice for Vulnerable and Intimidated Witness in Adversarial Proceedings?" (2003) *Modern Law Review* 139; Jonathan Doak, "Reviews: The Adversarial Process and the Vulnerable Witness" (2003) *British Journal of Criminology* 43 (2) 454; Peter Jenkins, "Book Review: The Adversarial Process and the Vulnerable Witness" (2002) *International Journal of Victimology* 353.

191) 急進的提案に関する検討を試みるものとして、Laura Hoyano, "Reforming the Adversarial Trial for Vulnerable Witnesses" (2015) *Criminal Law Review* 107.

192) Roberts and Zuckerman, *op. cit.* n. 37, at p. 465.

193) *Ibid.*

IV 若干の検討

ここまで、イギリスにおける脆弱ないし畏怖証人の対応に関して、制度内容や立法動向、学説・判例上の議論について整理を加えてきたが、その内容は広範なものとなった。そこで、ここまでの整理を簡単に振り返りつつ、日本法における議論にどのような示唆が得られるか、若干の検討を加えることとする。

1 特別措置導入を後押しした原動力

特別措置導入以前のイギリスでは、脆弱ないし畏怖証人の一類型である年少者証人に対して証人適格を認めず、その無宣誓証言に対する補強証拠の要求まで存在していた。これらは、特に年少者証人の類型的性質から、その供述の信用性が低いという点に着目してなされた措置であった。そこから、1999年法により、原則として証人適格をすべての者に認め、さらに、年少者をはじめとする脆弱ないし畏怖証人に対しては、特別措置を用いて、最良の証言を促すまでに至った。

このように、類型的に証言の信用性が低い者の証言を公判廷から排除していた状況から、特別措置を活用し、その証言を積極的に検出するように試みられるに至った逆転現象の背景には、①児童虐待事例における訴追促進の要請、②最良証拠の獲得の要請、③被害者支援の意識の深化という事情が見られた。そして、④複数の実証研究、心理学の発達から、当事者主義が年少者証人に対して与える悪影響が認識され始めたことで、一連の特別措置導入の導入を後押ししたのであった。

特別措置の導入をめぐる議論では、ピゴット委員会報告書の公表以降、同報告書における提言が、それを支持する論者の間で議論の1つの到達点とされてきた。他方で、その提言のうち、特に①年少者の取調べの録音・録画、②証人尋問における第三者(1999年法における「仲介人」)の介入については、

公判廷外で実施される点や当事者追行主義をとる訴訟構造において当事者ではない第三者が介入する点で懸念がもたれていた。すなわち、事実認定者たる陪審の面前で反対尋問を行うという手続の公正や被告人への防御権の保障が脅かされるのではないかとの懸念がもたれていたのである¹⁹⁴⁾。

他方で、ピゴット委員会の提言は、1991年法によってその一部が実現され、1999年法における特別措置の制定によってその大部分が実現された。1999年法の実現に至る過程では、脆弱ないし畏怖証人の適格判断の方法などの進歩も見られるが、その際、強く念頭に置かれていたのは、証人の保護を超えた、最良証拠の獲得という理念であった。

前章で見たとおり、1999年法における特別措置は、被告人からの遮蔽措置(23条)、証人尋問時の非公開化措置(25条)、髷および法服の脱衣(26条)やコミュニケーション補助(30条)のような手続上の環境整備に係る措置から、ライブリンク方式による証人尋問(24条)、主尋問に代替する録音・録画証拠(27条)、公判前録音・録画付き反対尋問の実施と(28条)や仲介人を通じた証人尋問(29条)のような証言獲得のための革新的手段に至るまで多様なものが用意されており、それぞれ組み合わせが可能ということまで考えると、証人に対して非常に手厚い保護・配慮が施せるようになったといえることができる。この中には、主尋問に代替する録音・録画記録媒体の証拠としての活用や公判前録音・録画付き反対尋問の実施、仲介人の介在など、今後日本において「供述弱者への刑事手続上の対応」について検討するうえで、その制度設計の参考としうるものが多く含まれているように思われる。特に、児童証人については、「最重要ルール」(21条(3)項)を設定し、主尋問に代替する録音・録画記録媒体の取調べを実施し、ライブリンク方式で反対尋問を実施するという流れが定着しつつある。このような制度運用は、日本における現行法下での司法面接の証拠利用の1つの方法として参考になろう。

また、このほかにも、その構成のあり方について示唆的なものがあるよう

194) 本稿 I の 2 参照。

に思われる。それは、特別措置を用いる対象者の適格の判断方法である。1999年法においては、①適格の有無、②証言への影響、③特別措置の証言の質への効果に関して3段階の審査を、裁判官が実施したうえで特別措置が命じられるという構成が取られていた。立法時の意識からしても、これは最良証拠の獲得という理念に基づくものであり、単なる証人保護という枠を超えていることから司法審査も一定の形式に則った形で行われているものと考えられる。

2 特別措置と刑事手続の理念・防御権保障との関係

特別措置の理念やその有用性が認められる一方で、以下のとおり、刑事手続の理念や被告人の防御権保障との関係では懸念も見受けられる。

まず問題として挙げられるのは、手続の公正性に関する点である。特に懸念されていたのは、武器対等の原則との関係である。つまり、1999年法制定当時はあくまでその適用対象を証人に限定し、被告人には用いることができない形になっており、その点での不平等が問題とされていたのである。イギリス国内の裁判例においてこのような主張は否定されていたが、その後の立法によって被告人も特別措置にアクセスができるようになってきている。被告人と証人とで用意されている配慮が異なるからといって、即座に武器対等の原則に反し、不公正な手続を構成しているとの帰結が導かれるものではない。しかしながら、以上の動向からは、被告人と訴追側証人とで手続上の配慮について一定程度平等性が求められることの重要性についての認識が、ここには表れているように思われる。欧州人権条約の影響もさることながら、とりわけ当事者主義の理念を基調とするイギリス刑事手続においては、このことが強く妥当しているものと言えよう。2006年警察および司法法、2009年検死官および司法法の制定によって、脆弱証人と脆弱被告人との支援の格差は一定程度是正されたが、このような支援についてどこまで格差が是正されるべきなのかといった点は、被告人の証人適格との関係や訴訟構造との関係を考えつつ、今後も検討していく余地があるように思われる。

次に特別措置と被告人の防御権保障との関係について問題とされるのは、被告人の反対尋問の機会の保障である。特別措置のうち、近時のイギリスでは、特に主尋問に代替する録音・録画記録媒体の証拠利用に関する規定、録音・録画付き反対尋問の規定、仲介人利用に関する規定に関してその懸念を示すものが多く見受けられる。イギリス国内判例のこれまでの立場からは、被告人の反対尋問の機会の保障は「対面」を内容とするものではないが、他方で事実認定者である陪審の面前で証言を吟味することに一定の意義を見出していることが確認された¹⁹⁵⁾。さらに、現在では明文上の規定として欧州人権条約6条(3)項(d)による不利益証人尋問権の保障が認められるようになっており、かつてに比べ、反対尋問の機会の保障における被告人の防御権保障としての側面が意識されるようになったと言える¹⁹⁶⁾。イギリスでも、従来は伝聞例外の許容との関係で被告人に対する反対尋問の機会の保障について論じられることが多かったように思われるが、特別措置やそれに伴う裁判官による反対尋問の制約との関係では、十分な反対尋問を行うことができるかという問題が顕在化していた。この問題を争点とした実際のケースでは、裁判官が反対尋問の制約内容および制約理由を適切な形で陪審に示すなどの形が取られていることが重視され、そのような一定の手續を踏まえることでその制約が許容される傾向にあることが確認された。このような議論動向は、まさに今後日本で司法面接を活用する場面において、被告人の証人審問権との関係を考える際に考慮を要する点であると言えよう。

また、主尋問に代替する録音・録画証拠、録音・録画付き反対尋問の規定については、陪審の面前で被告人側による反対尋問の実施が制限され十分に尋問を行うことができない場合、あるいは当該証人に対して反対尋問を行ない得ない場合でも、主尋問時の録音・録画証拠のみが提出される可能性が残さ

195) See also, Criminal Justice Act 2003, s. 114(1) d.

196) See, *Al-Khawaja and Tahery v the United Kingdom* (2009) 49 EHRR 1; *Al-Khawaja and Tahery v the United Kingdom* (2011) 54 EHRR 23; *Horncastle and others v the United Kingdom* [2014] ECHR 1394; *Seton v the United Kingdom* [2016] ECHR 318.

れており¹⁹⁷⁾、このような場合には人権条約6条(3)項(d)違反となりうる¹⁹⁸⁾。ここでは、まさしく従来 of 伝聞例外の議論と同様に「供述不能」の場合に公判廷外供述をどのように取り扱うかという問題が生じていることが読み取れる。

最後に、特別措置立法の動向に関しては、イギリス刑事手続の基本理念である当事者主義との関係でも議論が見られた。特に反対尋問を実施することで、供述の信用性テストを実施するという従来の発想を、行動科学や心理学といった科学的な見地から転換させようとする向きが見られた。すなわち、従来は反対尋問において厳しく追及することで証人の証言の矛盾点をあぶりだす、供述の信用性を低めるといった手法によって真実を追求しようとしていたところ、供述弱者に対してはそのような方法がむしろ逆効果であるということが明らかになってきたのである。それゆえに、近年では、当事者主義型刑事訴訟構造の特徴、たとえば口頭主義や被告人の反対尋問の機会保障といったものの再評価の必要性や職権主義型刑事訴訟構造への転換を示唆する見解まで見られる。このようなイギリスの議論動向は、一見すると伝統的な当事者主義という理念を放棄しているともとれよう。しかしながら、「最重要ルール」による場合もライブリンクでの反対尋問が実施されるし、現在では公判前の録音・録画付き反対尋問の規定も設けられており、イギリスの特別措置については、現在でもなお、反対尋問の機会の保障が重視されていると言える。

3 日本における今後の議論の方向性

以上のとおり、イギリスでは脆弱ないし畏怖証人への対応について活発な動向が見られた。これに対し、日本では、被害者保護や証人保護を中心に類似の議論が展開されており、現在では「司法面接」の活用に向けられた議論が蓄積されている。これらの議論では、供述者の保護という点に加えて供述

197) Youth Justice and Criminal Evidence Act 1999, s. 27(4).

198) Black Stone's, op. cit. n. 171, at D14. 27.

への悪影響を除去することが目的とされているが、これは「供述弱者への刑事手続上の対応」という命題一般に妥当するものと言えるように思われる。そして、このような目的、さらに議論の背景事情は、イギリスのそれと軌を一にするものである。それでは、日本での今後の議論の方向性を模索するうえで、ここまで見てきたイギリスの動向からは、どのような示唆が得られるのであろうか。

司法面接の活用については、近時、その手法について多くの論考が公表されていることからわかるとおり、その重要性が広く認められつつある。実際に、司法面接の手法に関して研修を受けた検察官がこれを実施した事例もある¹⁹⁹⁾。従前の研究の中で検討の対象とされたのは、面接の録音・録画記録DVDを伝聞例外として証拠利用することができるか、また何らかの立法措置によって司法面接を活用するとしても憲法37条2項前段の証人審問権との関係をどのように調整するかという問題である²⁰⁰⁾。これまで、伝聞例外の解釈論や証人審問権の内実に関しては多くの議論が蓄積されてきており、このような議論を前提として考えた場合に、司法面接の証拠利用のあり方について具体的にどのような帰結がもたらされるのかは、必ずしも明らかではない。

前述のとおり、イギリスでは、脆弱ないし畏怖証人に対する対応の意義からこれを正当化する傾向が見て取れた。特に、最良の証言を獲得するという意義には、訴追側のみならず、冤罪を生まないという意味で被告人側にも一定の利益が認められよう²⁰¹⁾。イギリスでは、行動科学や心理学の知見が積み重ねられたことから、供述証拠による真実追求の方法に関して発想の転換が図られたのである。つまり、従来は積極的な反対尋問を実施することで証

199) 実際に検察官によって司法面接が実施された裁判例として、鳥取地裁令和元年9月4日判決 Lex/DB: 25564147、福島地裁郡山支部平成30年9月20日判決 Lex/DB: 25561591。

200) 緑大輔「司法面接結果の公判廷への顕出の可能性」法と心理16巻1号(2016)36頁、成瀬・前掲注(11)、稲谷龍彦「児童虐待への刑事的介入と多機関連携：公共政策としての刑事司法の観点から」日本刑法学会関西西部会レジュメ(2019)。

201) See also, Ashworth and Redmayne, *op. cit.* n. 157, at p. 44.

人の供述の矛盾点を突き、信用性テストを実施することで真実を発見するとの発想が見られたところ、このような発想で手続を遂行することで逆に真実をゆがめてしまうという発想に転換されているのである。

日本では、供述に対して心理学等の科学的手法を活用することについては依然議論が不十分であるように思われるところ、信用性テストが誕生したころに比べて、心理学等の隣接諸科学の発展は著しいものがある。司法面接の活用に関して議論する際には、伝聞法則や証人審問権といった諸規定の内実についての総論的検討から個々の解釈論を導出するという従来型の検討手法に加え、供述の信用性テストのあり方それ自体が科学的に正しいものなのかという観点からも議論が積み重ねられるべきではないだろうか。このような議論は、「供述記録媒体・証人尋問代替制度」の導入を検討する際にも妥当するものと思われる。

他方で、このような科学的知見に基づいた答えには危険も伴う。司法面接を取ってみても対象となる児童に当該面接を実施したからといって、一概に真実を語っているということにはならないはずである。不実の供述を相当程度防ぐことは可能であっても、虚偽の供述を防ぐには、また別の観点からの規律が必要であると思われる²⁰²⁾。このようなバランス感覚を意識しつつ議論していくことが今後は必要になるのではなかろうか。

イギリスでは、証人や被害者の保護という観点を超え、最良証拠の獲得という意味において特別措置が正当化されてきたが、被告人の防御権に対しても一定の配慮が見られた。特に前述のとおり、反対尋問の機会保障は重視されている。このようなイギリスの姿はどのように捉えられるべきか。ありうる説明としては、当事者主義に基づく刑事手続や反対尋問の機会保障を、単なる真実発見ではなく、被告人の「納得」という要請によるものと捉えることである²⁰³⁾。刑事裁判は被告人が自身の運命を決する機会という非常に重

202) たとえば、従来イギリスにおける児童証人への対応と同じように、司法面接の録音・録画記録媒体を用いる際には、補強証拠を要求するという立法上の手当てもありうるように思われる。

203) See, Roberts and Zuckerman, *op. cit.* n.37, at p.465. 日本のものとして、堀江慎司「証人審

たい意味を持つ。その中で自ら証拠を吟味し、判決を受け入れるということ
を特に反対尋問の機会保障が担っているとすれば、イギリスが安易にその機
会を切り崩していないということにも納得がいくところであろう。日本の刑
事手続も当事者主義を基調とするものである以上、このような防御権保障の
観点については強い意識が求められよう。

特別措置のような供述弱者への対応策には、被告人の防御権保障という理
念も含意されており、安易に対立構造としてとらえられるべきものではない
ように思われる。その中で防御権保障との関係でより穏当な方法で同等の効
果が得られるならば、そのような手段によることが望ましい。たとえば、イ
ギリスと異なり、日本では期日外の証人尋問制度が認められている。この点
も踏まえると、司法面接の証拠利用の場面を考えてみても、第一回公判期日
前に証人尋問において司法面接を実施し、裁判官面前調書として証拠利用す
るという方向性もありうるかもしれない²⁰⁴⁾。無論、その際には、弁護人の
立ち合いを必要的にするべきであろう。

現在、日本では司法面接の研修を独自に受けた検察官がこれを実施し、場
合によってはこれを検察官面前調書として証拠利用するという方向で運用が
進められているように見受けられる。しかし、司法面接それ自体にもいくつ
かの手法が存在する。現状、捜査機関によって実施されているのは司法面接
「的」聴取法であり、また、前述のような科学的手法の活用を無批判に推進
することに伴う懸念にも配慮すべきであり、被告人の防御権保障との関係か
らの議論がありうることも考慮すると、そのような運用の在り方が理想的と
は思われない。司法面接の活用にとどまらず、本稿で整理してきたような様々
な制度も視野に入れて、より構造的な制度設計を模索する必要があるのでは
ないだろうか。

問権の本質について (六)・完」法学論叢142巻2号 (1997) 1頁参照。

204) なお、第一回公判期日後に期日外の証人尋問を実施する方向性もありうるが、このような
方向性で裁判員裁判対象事件を想定した場合、事実認定者である裁判員全員の面前で十分に司
法面接が実施できるか否か、そのような方法が直接主義等の理念との関係で問題がないか、検
討を要するものと思われる。

むすびにかえて

本稿では、イギリス刑事手続における脆弱ないし畏怖証人への対応について整理を加えたうえで、日本で今後どのような観点から議論を重ねていくことが望ましいのかを模索してきた。近時、イギリス同様、日本でも児童虐待事件の顕在化が著しい。このような状況において、供述弱者の一角である児童からより適切な証拠を獲得する手段を構築することは言うまでもなく喫緊の課題である。

しかしながら、いや、だからこそ、そのような手段を用いる際のリスク、とりわけ被告人の防御権保障や刑事手続の理念への影響について十二分の検討が必要とされるのではないだろうか。このような本稿における一貫した問題意識が広く認められること、そして、とりわけ児童が証人となる事例においては、一刻も早く、「心の傷」を残さない適切な手段が確立することを願ってやまない。

少なくとも目下の各論的な課題として、司法面接の証拠利用や供述記録媒体・証人尋問代替制度の制度化に関連して、伝聞例外要件をどのように解するのか、さらには被告人の証人審問権との関係をどのように理解するかなどの問題が存在することは広く認識されていると思われる。これらの解釈指針の検討にあたっては、伝聞法則や証人審問権の公判廷外供述への規律の効果やこれらの規定の趣旨、さらに本稿で扱ったような供述弱者への対応といった命題との関係性について議論をさらに積み重ねていく必要がある。イギリスにおいても、2003年刑事司法法の制定によって伝聞法則とその例外が整備され、その後、伝聞例外の適用と不利益証人尋問権との関係について活発な議論が展開されている。本稿で示した反対尋問の機会保障の捉え方の妥当性を検討するうえでも、今後、「公判廷外供述の規律」という総論的命題との関係も意識しながらイギリスの動向に注視していく必要がある。

また、供述弱者への対応それ自体については、イギリスだけでなく、日本

の刑事手続の母国であるアメリカやドイツをはじめ、世界各国で活発な動向が見られるものであり²⁰⁵⁾、自国の刑事司法における供述弱者への対応のあり方を模索するという姿勢は、グローバルスタンダードになりつつあるようにも思われる。すると、イギリス以外の諸外国における対応のあり様についても分析する必要があると言えるのではないだろうか。いずれも、今後の検討課題としたい。

【付録】

1999年少年司法および刑事証拠法

——第2編1章「脆弱ないし畏怖証人の事案における 特別措置命令」——

【16条】 年齢もしくは障害に基づく証人の支援適格

(1)本章のために、刑事手続における証人（被告人を除く）は、以下の場合に、本条により支援の適格が認められる。

- (a) 聴聞時点において証人が18歳未満であるとき
- (b) (2)項に該当する事由により証人の証言の質が減殺されうると裁判所が思料するとき

(2)本項に該当する事由は以下のとおりである。

- (a) 証人が
 - (i) 1983年精神保健法における意味での精神障害を負っているとき
 - (ii) 知能ないし社会機能に重大な障害を負っているとき
- (b) 証人が身体障害を負っているもしくは身体的異常による影響を受けているとき

(3)(1)項 (a) における「聴聞時点」は、証人との関係において、19条(2)項に必要な

205) ドイツに関する動向を日本に紹介するものとして、岩下雅充「とくに傷つきやすい(besonders sensibel/verletzlich)証人の保護について(1)~(2)」筑波ロー・ジャーナル25~27巻(2018)~(2019)1頁、同「刑事手続における被害者・子どもなどの負担と刑事手続法による保護についての一考察—保護の根拠をめぐるドイツの議論に注目して—」筑波ロー・ジャーナル24号(2018)1頁、加藤克佳「ドイツ刑事訴訟における証人保護—第六二回ドイツ法曹大会刑事法部会を中心として—」宮澤浩一先生古稀祝賀第一巻(成文堂、2000)261頁。

決定を裁判所が下した時点の意味する。

- (4)証人が(1)項(b)に該当するか否かを決定するにあたり、裁判所は証人のあらゆる供述を考慮しなければならない。
- (5)本章において、証人の証言の質への言及は、完全性、適正性、および正確性の点での質であり、ここでいう「適正性」とは、証人に向けられた質問を説明し、さらに個別的にも集約的にも理解されうる答えを述べるための証人の証言能力を表す。

【17条】 証言に対する不安や疲労に基づく証人の支援適格

- (1)本章のために、刑事手続における証人（被告人を除く）は、以下の場合に、本項により、支援の適格が認められる。すなわち、手続上の証言との関係において証人の不安もしくは疲労に基づいて証人の証言の質が減殺されうると裁判所が思料する場合である。
- (2)証人が(1)項に該当するか否かを決定するにあたり、裁判所は、特に以下の点を考慮しなければならない。
 - (a) 当該手続に関連する犯罪の性質および報告状況
 - (b) 証人の年齢
 - (c) 関連するものとして、以下のことが裁判所に明らかであるか
 - (i) 証人の社会的および文化的背景や民族的起源
 - (ii) 証人の家庭内および職場内の環境
 - (iii) 証人のあらゆる宗教的信条および政治的主張
 - (d) 以下の者の証人に対する態度
 - (i) 被告人
 - (ii) 被告人の家族もしくは関係者 (associate)
 - (iii) その他手続上、被告人もしくは証人となりうる者
- (3)当該問題を判断するにあたり、裁判所は証人の供述を追加的に考慮しなければならない。
- (4)性犯罪や2015年現代奴隷法1条および2条の罪に関する証人である場合に、当該犯罪に関する告訴人には、本項によって当該手続に関連して支援適格が認められる。ただし、証人が裁判所に当該適格を望まない旨申立てた場合はこの限りではない。
- (5)関連犯罪（もしくは関連犯罪およびその他犯罪）と関係する手続において、証人には本項によって当該手続に関連して支援適格が認められる。ただし、証人

が裁判所に当該適格を望まない旨申立てた場合はこの限りではない。

(6)(5)項について、別表1Aに該当するものを関連犯罪とする。

(7)国務大臣 (secretary of state) は命令によって別表1Aを改正することができる。

【18条】 適格証人に対して利用可能な特別措置

(1)本章において、

(a) 23条から30条の各規定による、特別措置命令によって講じられるのは、16条の支援適格が認められる証人との関係で利用可能な特別措置である。

(b) 23条から28条の各規定による、特別措置命令によって講じられるのは、17条の支援適格が認められる証人との関係で利用可能な特別措置である。

ただし、本項は(2)項を妨げない。

(2) (本条以外に) 特別措置が(1)項 (a) もしくは (b) を充足し、手続上の証人との関係で利用可能となるとき、以下の場合をのぞき、裁判所が証人との関係で利用可能性について検討してはならない。

(a) 国務大臣が裁判所にとって当該手続がとられると明らかな分野について関連する計画 (arrangements) が利用可能とされる旨通達した場合

(b) 当該通達を取り下げられなかった場合

(3)(2)項において「関連する計画」とは、証人を保護する手続や当該措置を講じるための計画を意味する。

(4)通達の前に裁判所による特別措置命令が出される場合には、特別措置と関連する本項による通達の取り下げは、証人との関係でその利用可能性に影響を与えてはならない。

(5)(1)項 (a) もしくは (b) を充足し、16条もしくは、場合によっては17条による支援適格証人との関係で利用可能な特別措置の変更のために適切であると考えられる場合には、国務大臣は命令によって、本章の改正を図ることができる。その場合には以下の方法による。

(a) 当該証人との関係で利用可能な時点での措置に関する条文の改正

(b) 以下の追加

(i) (改正によろうとよるまいと) 本条以外によって支援適格が認められる証人との関係で利用可能な時点での措置

(ii) 新たな措置

(c) 措置の削除

特別措置命令

【19条】 適格証人と関係する特別措置命令

(1)本条は刑事手続上、以下の場合に適用される。

(a) 手続当事者が裁判所に対して被告人を除く手続上の証人に関して本条の命令を申立てたとき

(b) 裁判所が自ら命令を出すべきか否か問題を提起したとき

(2)裁判所は、16条もしくは、17条による証人の支援適格の有無を決定する場合には、以下のことをしなければならない。

(a) 裁判所の見解として、証人との関係で利用可能なあらゆる特別措置（もしくはその組み合わせ）によって、当該証言の質を改善しうるか否かを判断する。

(b) その場合において、

(i) どの特別措置（ないしその組み合わせ）によって当該証言の質が実際上最大化されうるか否かを決定すること

(ii) 証人の証言に適用するために決定される措置について規定する本条における命令を出すこと

(3)本章において、特別措置が、証人の証言の質を実施可能な限りで改善しうるか否か、最大化しうるか否かを決定するにあたり、裁判所は特に以下の点を含む、事案の全体事情を考慮しなければならない。

(a) 証人の意向

(b) 当該措置が手続当事者による証言の有効な吟味を阻害しがちであるか否か

(4)特別措置命令は、証人の証言に適用される各特別措置との関係で、当該命令によって出される特定の条件を具体的に挙げなければならない。

(5)本章において「特別措置命令」とは、本条に言う命令を指す。

(6)本章において、以下の関係で、(本来的な管轄権その他の行使による)裁判所の命令権限や説明許容権限に影響を及ぼすことはない。

(a) 適格証人でない証人との関係

(b) (たとえば、通訳人が付される場合など)証人が適格証人であるとの事情を理由とする以外で命令が出されるもしくは許容される場合の適格証人との関係

【20条】 命令に関する追加規定：一般

(1) (221) 項および21条(8)項によって、特別措置命令は、それが発されたときから

発されるための手続が以下のいずれかにあたるまでの間、被告人との関係もしくは（1名より多い場合には）各被告人との関係で効力を有する。

(a)（無罪、有罪等々によって）決定される。

(b) 廃止される。

(2)司法の利益に適うということが裁判所にとって明らかである場合に、裁判所は、以下のいずれかに基づき、特別措置命令を取消すもしくは変更（もしくはさらに変更）することができる。

(a) 関連する時点から状況の実質的变化が生じた場合の手続当事者による申立て

(b) 裁判所の職権

(3)(2)項における「関連する時点」とは以下のいずれかを意味する。

(a) 命令が下された時点

(b) 以前の申立てが前項においてなされた場合には当該申立て（もしくは最後の申立て）がなされた時点

(4)24条(2)項および(3)項、27条(4)項から(7)項、もしくは28条(4)項から(6)項は、(2)項における特別措置命令を変更もしくは取消す裁判所の権限に影響を及ぼすものとは解されない。

(5)裁判所は公開法廷において以下に関してその理由を述べなければならない。

(a) 特別措置命令出すもしくは変更すること

(b) 特別措置命令申立てもしくは命令変更や取消しの却下

(c) 特別措置命令の取消し

また、治安判事裁判所の場合には、当該手続の登録によらせなければならない。

(6)刑事訴訟規則によって以下の規定を設けることができる。

(a) 聴聞なく裁判所が争いのない適用を決定する。

(b) 状況の実質的变化が生じていた場合を除き、特別措置命令の失敗した申立てを更新することを妨げる。

(c) 当該措置の申立てもしくは当該措置の変更および取消しとの関係で専門家証拠を提出する。

(d) 当該申立てとの関係で、特に手続当事者から排除されるもしくは差し控えられるように、秘匿情報もしくは機密情報が扱われる。

【21条】 児童証人に関する特別規定

(1)本条のために、

- (a) (その者が16条もしくは17条以外の条文を理由とする適格な証人であろうとなかろうと) 16条(1)項 (a) に基づき適格が認められる場合に、刑事手続上の証人は「児童証人」である。
 - (b) [削除]
 - (c) 児童証人に関して、「関連する記録」とは、証人の主尋問の証言として許容するために作成された証人の供述聴取の録音録画記録である。
- (2)裁判所が、19条(2)項のために決定を下すとき、刑事手続上の証人が児童証人であると決定する場合には、裁判所は、以下のことを実施しなければならない。
- (a) まず(3)項から(4C) 項までを考慮に入れなければならない。
 - (b) 次に19条(2)項を考慮に入れなければならない。
- また、19条(2)項のために、証人に適用されるように、本条によって対象者との関係で適用を求められるあらゆる特別措置は、19条(2)項 (a) および (b) (i) に準じ、実施可能な限りにおいて、当該証言の質が最大化されるように、裁判所によって決定された措置として扱われなければならない。
- (3)児童証人の事例における最重要ルールとは、証人との関係で裁判所は以下の要件を充足する特別措置の指示を出さなければならないというものである。
- (a) 27条によって許容されるあらゆる関連記録を認めなければならない、
 - (b) 24条に従ってライブリンク方式で与えられるために、(主尋問のもであろうとなかろうと) 録音録画記録によって与えられない当該手続上の証人によってなされたあらゆる証言を認めなければならない。
- (4)最重要ルールは以下の制限を受ける。
- (a) (3)項 (a) もしくは (b) の要件は、証人との関係で問題となる (18条(2)項の意味での) 特別措置の利用可能性を条件として有効となる、
 - (b) (3)項 (a) の要件も27条(2)項を条件として有効となる、
 - (ba) 証人が裁判所に対して、当該ルールが部分的にのみ適用されるもしくは適用されないことを希望する旨通知したときには、当該ルールは、裁判所が当該ルールの不遵守によって証人の証言の質が減弱されないとの心証を抱いた限り、適用されない。
 - (c) 裁判所が、当該ルールを遵守することで、実施可能な限りにおいて証人の証言の質を最大化しえないとの心証を抱いた限り、当該ルールは適用されない (証人との関係で利用可能とされる1つ以上の特別措置による証言の適用によって結果が得られることが理由であれ、その他の理由であれ)。
- (4A) 最重要ルールの全部もしくは一部の結果として、(4)項 (ba) によって適用さ

れない証人の証言もしくはその一部が法廷における証言として与えられることとなるとき、裁判所は、証言やその一部に関して23条の規定を充足する特別措置命令を下さなければならない。

(4B) (4A) 項における要件は以下の制限を受ける。

- (a) 証人が裁判所に対して (4A) 項の要件が適用されるべきでない旨の証人の希望を通知した場合には、当該要件は、裁判所が当該要件の不遵守によって証人の証言の質が減弱されないとの心証を抱いた限り、適用されない。
- (b) 裁判所が、当該条件を作ることで、実施可能な限りにおいて証人の証言の質を最大化しえないとの心証を抱いた限り、当該要件は適用されない (証人との関係で利用可能とされる1つ以上の特別措置による証言への適用によって結果が得られることが理由であれ、その他の理由であれ)。

(4C) (4)項 (ba) もしくは (4B) 項 (a) による決定を下すとき、裁判所は以下の事情 (および関連すると考えられるその他の事情) を考慮しなければならない。

- (a) 証人の年齢および成熟度
- (b) (3)項の要件の充足もしくは (4A) 項における要件の充足以外の、証人の、証言結果に対する理解力
- (c) (あるならば) 証人と被告人との間の関係性
- (d) 証人の社会的、文化的背景および民族的出自
- (e) 当該手続に関係する犯罪の性質および報告状況 (alleged circumstances)

(5) [削除]

(6) [削除]

(7) [削除]

(8) 16条(1)項 (a) のみを理由として適性が認められた児童証人との関係において、特別措置命令が下された場合に、以下の条件の下で当該命令は、証人が18歳に達する時点でその効力を失う。

- (a) (9)項以下を遵守する。
- (b) 手続上、証人がすでに証言し始めている場合を除く。

(9) 16条(1)項 (a) のみを理由として適性が認められた児童証人との関係において、特別措置命令が下された場合、および以下の各号に該当する場合には、証人が実質的に当該年齢に達していたとしても、当該命令は20条(1)項を充足する限りでその効力を失わない。

- (a) 命令によって以下のことが認められるとき
 - (i) 証人の主尋問における証言として、27条によって許容された関連記録

- (ii) 当該証人との関係で28条において利用可能とされる特別措置の適用
- (b) 特別措置の適用が認められる場合で、28条によって録音録画記録が作成された時点で、証人が依然として18歳未満であるとき

【22条】 18歳以上の特定の証人に対する21条の規定の拡張

- (1)本条のため、
 - (a) 以下のいずれにも該当する場合には、(被告人を除く)刑事手続上の証人は「適格ある証人」である。
 - (i) 証人が(16条(3)項で定義される)聴取時点で適格の認められた証人でない場合
 - (ii) 関連記録作成時点で18未満の場合
 - (b) [削除]
 - (c) 証人との関係で「関連記録」とは、証人の主尋問における証言として許容するために作成された証人の聴取の録音録画記録である。
- (2)21条の(2)項から(4)項および(4C)項は、同条(3)項(a)記載の要件を充足して命令を下すことと関連する限りで、児童証人に適用されるための関連記録に関する適格証人に適用される。

【22A条】 性犯罪に関係する特別規定

- (1)本条は、性犯罪に関係する刑事手続において、当該犯罪の告訴人が手続上の証人である場合に適用される。
- (2)管轄裁判所が治安刑事裁判所(magistrates' court)である場合には、本条は適用されない。
- (3)告訴人が16条(1)項(a)に基づく適格証人である場合には(16条もしくは17条以外の規定に基づく適格証人であろうとなかろうと)、本条は適用されない。
- (4)手続当事者が、告訴人との関係で19条(1)項(a)に基づく特別措置命令の申立てを行う場合には、当該当事者は、当該命令によって、27条(主尋問における証言の録音録画)において許容される関連記録を認めることを求めることができる。
- (5)(6)項は以下の場合に適用される。
 - (a) 手続当事者が、告訴人に関して(4)項の要求をする場合
 - (b) 19条(2)項のために、裁判所が、告訴人には16条(1)項(b)もしくは17条による支援の適格があると決定する場合
- (6)裁判所は以下のことを行わなければならない。

(a) まず、本条(7)項から(9)項を考慮すること。

(b) 次に、19条(2)項を考慮すること。

および19条(2)項のために、告訴人に適用される限りで、本条によって告訴人との関係での適用が求められるあらゆる特別措置は、19条(2)項 (a) および (b) (i) によって、実施可能な限りで原告の証言の質を最大化するようなものであると裁判所が決定したものとして扱われなければならない。

(7)裁判所は告訴人との関係で、27条において許容されるあらゆる関連記録を認める旨の特別措置命令を出さなければならない。

(8)本条(7)項の要件は、27条(2)項を条件として、効果を有する。

(9)それを遵守しても実施可能な限りで告訴人の証言の質が最大化されえないと裁判所が確信する限り（告訴人との関係で利用可能な1つ以上の特別措置による証言を適用することで当該結果が生じるのが理由であれ、その他の理由であれ）、(7)項の要件は適用されない。

(10)本条において、告訴人との関係での「関連記録」とは、同人の主尋問での証言として許容するために作成された聴取の録音録画記録である。

特別措置

【23条】 証人の被告人からの遮蔽

(1)証人が法廷で証言もしくは宣誓している間、遮蔽もしくはその他の措置によって、被告人を視界に入れないようにすることを、特別措置によって認めることができる。

(2)遮蔽もしくはその他の措置によって、証人と以下の者らとの相互の認識を妨げてはならない。

(a) 裁判官もしくは高等法院裁判官（またはその両方）および（在廷する場合には）陪審員

(b) 当該手続上活動する法定代理人

(c) すべての通訳人もしくはその他証人の支援のために（命令その他によって）採用された者

(3)2名以上の法定代理人が手続当事者のために活動している場合、(2)項 (b) は当該代理人らとの関係で、証人が関係するすべての期間で少なくともそのうちの1名と証人との相互の認識が充足されるように解されなければならない。

【24条】 ライブリンク方式による証言

- (1) 特別措置命令によって、証人に、ライブリンク方式での証言を認めることができる。
 - (1A) 当該命令は、証人がライブリンク方式で証言している間に当該証人に付き添うために指定された者に対しても、認められる。
 - (1B) 証人に付き添うことができる者の決定に際し、裁判所は証人の希望を考慮しなければならない。
- (2) 命令によって、証人にライブリンク方式での証言が認められる場合には、当該証人は、裁判所の許可なく、他の方法で証言することができない。
- (3) 措置を講じることが司法の利益に資すると裁判所にとって明らかである場合に、(2)項のために裁判所は許可を与えることができ、また以下のいずれかに基づき当該措置を講じることができる。
 - (a) 関連する時点から状況の実質的変化がある場合の手続当事者による申立て
 - (b) 裁判所の職権
- (4) (3)項における「関連する時点」とは、以下のいずれかを意味する。
 - (a) 命令が下されたとき
 - (b) 本項に基づく前の申立てがなされていた場合には、当該申立て（もしくは最後の申立て）がなされたとき
- (5) [削除]
- (6) [削除]
- (7) [削除]
- (8) この章において、「ライブリンク方式」とは、ライブテレビリンクもしくは、その他、証人が、法廷もしくはその他手続が開かれているところに存在せず、23条(2)項 (a) から (c) において指定された者と相互に認識し、意思疎通を図ることができる措置を意味する。

【25条】 非公開下での証言

- (1) 特別措置命令によって、証人が証言している間に当該命令によって指定されたすべての者を法廷から排除することを認めることができる。
- (2) 排除される者に以下の者は含まれない。
 - (a) 被告人
 - (b) 当該手続上活動する法定代理人
 - (c) 通訳人もしくはその他証人の支援のために（命令によるか否かにかかわらず）

採用された者

- (3)報道関係機関 (news gathering or reporting organization) の代表者を退廷させることを認める特別措置は、以下の条件を満たす1名の者に適用されないように、講じられなければならない。
- (a) 当該組織の代表者
 - (b) 1つ以上の組織によって登録されていた者
- ただし、当該登録がなされていないことが裁判所にとって明らかな場合にはこの限りでない。
- (4)本条における特別措置命令による退廷は、以下の場合にのみ認められる。
- (a) 性犯罪もしくは2015年現代奴隷法1条もしくは2条における犯罪と関連する手続であるとき
 - (b) 被告人以外の者が、手続上の証人尋問との関係で証人を畏怖させようとした、もしくは畏怖させようとしているという合理的な根拠が存在することが裁判所にとって明らかであるとき
- (5)本条において退廷が命じられる手続は (報道関係者が含まれていようとなかろうと)、公開で実施される司法手続の、公正で、正確でかつ同時的な報告のために利用可能な、特権もしくは責任の免除のために、公開で実施したものと看做されなければならない。

【26条】 鬘および法服の免除

特別措置命令によって、証人が証言している間の鬘および法服の着用を免除することを認めることができる。

【27条】 主尋問における証言の録音録画

- (1)特別措置命令によって、証人の主尋問における証言として許容される証人の聴取の録音録画記録を認めることができる。
- (2)事案の全体事情を考慮したうえで、録音録画記録もしくはその一部が司法の利益に照らして許容されるべきではないと、裁判所が思料する場合には、特別措置命令によって、本条において許容される、当該記録もしくはその一部を認めることができない。
- (3)(2)項のために、録音録画記録のあらゆる部分が本条において許容されるべきでないか否かを検討するにあたって、裁判所は、聴取の録音録画記録の全体もしくは実質的には全体を示した方が望ましいとの要請によって、許容される部分

から生じうる被告人に対するあらゆる偏見が過大評価されるか否かを検討しなければならない。

- (4)特別措置命令によって本条で許容される録音録画が認められるとしても、その後には裁判所は以下の場合には、当該記録を許容しない旨命じることができる。
- (a) 裁判所に以下のいずれかが明らかなき時
 - (i) 証人に反対尋問を実施することができないこと（通常の方法が用いられる場合であれ、特別措置に沿った形であれ）
 - (ii) 手続の両当事者が、証人に反対尋問を実施できるとする根拠がないことについて同意していないこと
 - (b) 当該記録を作成する状況の開示を要求する刑事訴訟規則が、裁判所に確信を抱かせるほどに遵守されなかったとき
- (5)本条において記録が許容される場合には、
- (a) 以下のいずれかに当たる場合を除き、証人は、証拠として提出する当事者によって召喚されなければならない。
 - (i) 特別措置命令によって、28条において許容される記録を用いることで反対尋問においてなされる証人の証言が認められるとき
 - (ii) 手続両当事者が(4)項 (a) (ii) における言及に同意したとき
 - (b) 証人が、裁判所の意見によれば証人の記録による尋問によって扱われる問題に関して、記録による以外に、裁判所の許可なく、主尋問における証言ができない。
- (6)(2)項を充足する限り、特別措置命令によって、本条において許容される記録の一部のみが認められる場合には、(4)項および(5)項における録音録画記録への言及、もしくは証人の録音録画付き尋問への言及は、許容される記録もしくは尋問の当該部分への言及である。
- (7)(5)項 (b) のために許可を与えることが、司法の利益に資すると裁判所にとって明らかである場合には、裁判所は当該許可を与え、また以下に基づいて当該措置を取ることができる。
- (a) 手続当事者の申立て
 - (b) 裁判所の職権
- (8)〔削除〕
- (9)裁判所は、(5)項 (b) のために許可を与えるとき、問題の証言を証人がライブリンク方式によってすることを命ずることができる。
- (9A) (9)項により、裁判所がライブリンク方式での証言を命じる場合には、当該命

令に特別措置命令によって、24条（1A）項に基づいて実施する旨の条件を付すこともできる。

- (10)1980年治安判事裁判所法6条における司法判断（examining justices）として犯罪を調査する治安判事裁判所は、本条を充足して事実審理で許容される記録を認める特別措置を適用することが提案されることとの関係で、録音録画記録について検討することができる。
- (11)本条の規定が、本条以外によって許容される録音録画記録の許容性に影響を及ぼすことはない。

【28条】録音録画付き反対尋問もしくは再尋問

- (1)特別措置命令によって、主尋問における証人の証言として、27条において許容される録音録画記録が認められる場合には、当該命令によって以下のことも認めることができる。
- (a) 証人の反対尋問および再尋問を録音録画によって記録すること
 - (b) 当該反対尋問もしくは再尋問と関係する限り、反対尋問もしくは場合によっては再尋問における証人の証言として、当該記録を許容すること
- (2)当該記録は、刑事訴訟規則もしくは命令で認められた者が在席し、被告人が在席しない場で作成されなければならない。ただし、以下の条件の下で実施されなければならない。
- (a) 裁判官もしくは控訴院裁判官（またはその両者）および当該手続で活動している法定代理人が、証人尋問を見聞し、本項で認められた者と意思疎通を図ることができること、さらにその者の面前で録音録画記録を作成すること
 - (b) 被告人が、当該尋問を見聞し、弁護人との意思疎通を図ることができること
- (3)2名以上の法定代理人が手続当事者のために活動するとき、関係するすべての期間で少なくともそのうちの1名との関係で、(2)項 (a) および (b) が充足される場合には、当該代理人らとの関係で充足されるように解されなければならない。
- (4)特別措置命令によって本条で許容される録音録画記録が認められる場合、裁判所は、(2)項もしくは刑事訴訟規則の要件もしくは命令が、裁判所の確信の程度まで遵守されていない場合には、後に当該記録を許容しないことを命じることができる。
- (5)(1)項によって、証人の尋問から録音録画記録が作成された場合、裁判所が、後

の証人の反対尋問もしくは再尋問との関係で、(1)項 (a) もしくは (b) において言及される条件を付す旨の追加の特別措置命令を出さない限り、当該手続上の証人による証言に関して (27条もしくは本条において許容された記録による場合であれ、当該記録以外のものであれ)、当該証人には後に反対尋問もしくは再尋問を実施することができない。

- (6)裁判所は以下いずれかが明らかな場合にのみ、追加の命令を出すことができる。
- (a) (1)項によって元の録音録画記録が作成された時点から当事者が、合理的な注意 (diligence) をもって確かめることができない事柄に気付いたことから、手続当事者が提案された反対尋問を望むこと
 - (b) その他あらゆる理由から追加的命令を出すことが司法の利益に資すること
- (7)本条は、(被告人が当該反対尋問を実施できる場合において) 被告人と対面する形で証人の反対尋問との関係で適用されるものと解されてはならない。

【29条】 仲介人を通じた証人尋問

- (1)特別措置命令によって、通訳人もしくは本条のために裁判所が認めた者 (仲介人) を通じた証人尋問 (どのような形であれ、どこであれ) を認めることができる。
- (2)仲介人の役割は以下を実施することである。
- (a) 証人に対して向けられた質問を証人に伝えること
 - (b) 発問者に対する返事としての証人による回答を当該質問の発問者に伝えること
- さらに、証人もしくは発問者が理解するのに必要な限度で、当該質問もしくは回答を説明することである。
- (3)(1)項による証人尋問は、刑事訴訟規則もしくは命令で認められた者の面前で実施しなければならない。ただし、以下の条件の下で実施する。
- (a) 裁判官もしくは控訴院裁判官 (またはその両者) および当該手続で活動している法定代理人が、証人尋問を見聞できることおよび仲介人と意思疎通を図ることができること
 - (b) (録音録画による尋問の場合を除き) (在廷する場合には) 陪審が証人尋問を見聞できること
- (4)2名以上の法定代理人が手続当事者のために活動する場合には、関係するすべての期間で少なくともそのうちの1名との関係で充足されるならば、本条(3)項 (a) は、当該代理人らとの関係で充足されるように解されなければならない。
- (5)特定の場合、刑事訴訟規則に規定されている方法で、仲介人としての役割を忠

実に果たす旨の宣言をした後でなければ、仲介人として活動することができない。

(6)(1)項は、証人の主尋問における証言として許容するために録音録画によって記録された証人の聴取には、適用されない。ただし、聴取が仲介人を通じて実施されるものであり、以下に該当する場合には、特別措置命令によって27条で許容される録音録画記録を認めることができる。

(a) 聴取が始まる前に、仲介人候補者が(5)項を遵守すること

(b) 本条のための裁判所の承認が、当該命令が下される前に出されること

(7)1911年偽証法1条は、司法手続において通訳人として法令に基づいて宣誓している場合に適用されるのと同様に、仲介人として活動する者との関係で適用される。ただし、そのために、司法手続以外の手続において、本条のために、仲介人として活動する場合には、証人が証言する司法手続の一部として看做される。

【30条】 コミュニケーションのための補助

特別措置命令によって、証人が影響を受けたもしくは受けているあらゆる障害や異常その他損傷にかかわらず、証人への質疑、もしくは証人による質疑の伝達を可能とするために、裁判所が適正と思量する道具の提供を、(法定での証人尋問か否かを問わず)証言している証人に対して、認めることができる。

補 足

【31条】 第1章において提出される証拠の地位

(1)(2)項から(4)項は、特別措置命令を充足し、証人が法廷で直接の口頭尋問においてしたものではないが、当該手続における証人の証言の役割を担うものとして、刑事手続上の証人による供述に適用する。

(2)供述は、法廷の直接の口頭尋問で証人がしたものとして扱われなければならない、それに応じて以下の通りとなる。

(a) 当該供述は、証人の当該証人尋問において許容される事実に関する証言として許容する。

(b) 証人によってなされたその他の証言の補強能力は認められない。

(3)(2)項は、法廷の直接の口頭尋問において証人が供述した場合で宣誓に基づく供述が要求されていたときでも、27条もしくは28条において許容される供述で、証人が宣誓のうえで供述しなかったものに適用する。

(4)供述に置かれるべき重要性の評価に際して、裁判所は、合理的に推論が描かれ

のようなあらゆる状況を勘案しなければならない。

- (5)本章は（本条(3)項を除き）刑事手続上の証言と関連するあらゆる法規定の効果に影響を与えるものではない。
- (6)1911年偽証罪法（Perjury Act 1911）の1条のために、司法手続以外の手続において、宣誓の上で、ある者による供述が、特別措置命令によって証拠として採用された場合、本条のために、当該手続は、証拠として採用した司法手続の一部として扱われなければならない。
- (7)この法律のために、司法手続以外の手続において、以下に該当する場合に、その者は、57条(2)項（刑事手続における誤った無宣誓証言の提供）の罪で有罪とされ、また当該有罪判決に基づいて処罰される。
- (a) 特別措置命令により後に証拠として採用される誤った供述を、宣誓せずに故意にしたとき
- (b) 司法手続で宣誓の上で供述された場合で供述者が偽証の罪で有罪となった状況において供述されたとき
- (8)本条における「供述」とは、文字によると否とにかかわらず、あらゆる事実の描写をいう。

【32条】 陪審への警告

陪審のいる正式裁判において、特別措置命令を充足して証言が与えられた場合、裁判官は、陪審に対し、証人との関係で命令が認められたという事実が被告人に対する偏見を生み出すものではない旨の警告を与えなければならない。

【33条】 第1章の解釈等

- (1)本章において、「適格ある証人（eligible witness）」とは、16条もしくは17条による支援の適格がある証人を意味し、「ライブリンク方式（live link）」とは、24条(8)項によって認められる意味であり、「質（quality）」とは、証人の証言との関係で、16条(5)項を充足するように構成されるものであり、「特別措置命令（special measures direction）」とは、(19条(5)項を充足する）19条の命令を意味する。
- (2)本章において、証人との関係で利用可能な特別措置への言及は、18条を充足するように構成されなければならない。
- (3)本章において、他者を見聞する、または他者に見聞される者への言及は、視覚もしくは聴覚の障害を理由としていずれかの者が見聞できない場合には適用されないものと解されなければならない。

- (4)被告人が1名以上いる場合の手續において、裁判所は以下のことが実施できる。
- (a) 23条から28条における被告人への言及は、特別措置命令を下すこととの関係で、裁判所が決定したすべての被告人に対する言及として解されうる。
 - (b) 当該決定に基づいて当該命令を下すことができる。
- (5)本章において、「関連犯罪」についての告訴人である証人との関係で適用される場合で、証人の年齢が不確定であり、18歳未満であると信じるに足る理由があるとき、当該証人は18歳未満と推定される。
- (6)(5)項における「関連犯罪 (relevant offence)」とは、以下のものを意味する。
- (a) 性犯罪
 - (b) 1978年児童保護法 (Protection of Children Act 1978) 1条の罪
 - (c) 1988年刑事司法法 (Criminal Justice Act 1988) 160条の罪
 - (d) 2015年現代奴隷法 (Modern Slavery Act 2015) の1条もしくは2条の罪